

芦屋市都市計画マスタープラン (原案)

令和3年(2021年)5月

芦屋市

芦屋市民憲章

昭和39年（1964年）5月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけるという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

芦屋市都市計画マスタープラン(原案)

目 次

序章

1 はじめに	3
--------	---

第1章 現況と改定の方向性

1 芦屋市の特性	9
2 現況と課題	11
3 市民アンケート結果の概要	18
4 全国的な潮流	29
5 改定の視点	30

第2章 全体構想

1 目指すべき将来像	33
2 都市構造	37
3 まちづくりの整備方針	42

第3章 地域別構想

1 地域区分と地域別構想の考え方	63
2 北部地域	64
3 山手地域	69
4 中央地域	74
5 芦屋浜地域	79
6 南芦屋浜地域	84

第4章 まちづくりの推進

1 都市計画マスタープランの実現に向けて	91
----------------------	----

資料編



序章

1 はじめに

1 はじめに

(1) 計画改定の背景

「芦屋市都市計画マスタープラン」(以下、「本マスタープラン」)は、本市の特色を踏まえた目指すべき都市像とその実現のため、具体的な方針を示すものとして平成17年(2005年)に策定しました。

本市は、阪神・淡路大震災(平成7年(1995年))により甚大な被害を受けましたが、新たな市街地や都市基盤施設の整備などによる復旧・復興のまちづくりを推進してきました。

また、本マスタープランのまちづくりの理念に基づき、緑豊かで高質な都市空間づくりの推進や、人にも環境にもやさしく文化を育む活力ある国際文化住宅都市として、良好な景観や住環境を形成してきました。

しかし近年では、人口減少・少子高齢化の進展、未曾有の大規模災害の発生、更には、新型コロナウイルス感染症による生活様式や社会経済への影響など、社会情勢は大きく変化しています。今後は、これらの課題に対応していくためのより一層のまちづくりが必要です。

本マスタープランは、このような社会変化の中で、生活の利便性や都市の活力を維持し、豊かな自然や歴史・文化、住環境などの魅力ある芦屋のまちを、次の世代に継承していくための将来像や具体的なまちづくりの方向性を示すものとして改定を行いました。



写真 まちの変遷(阪神芦屋駅周辺)

(2) 計画の位置付け

本マスタープランは、「第5次総合計画」および「阪神地域都市計画区域マスタープラン」等の上位計画や分野別の関連計画と大きく関係していることから、これらの計画の内容を踏まえつつ策定しました。

また、「第5次総合計画」では、持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsの視点を取り入れており、本マスタープランにおいても、「第5次総合計画」と連携しながらSDGsの推進に向けて取組を進めていきます。

本マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後の令和12年度（2030年度）を目標年次としています。

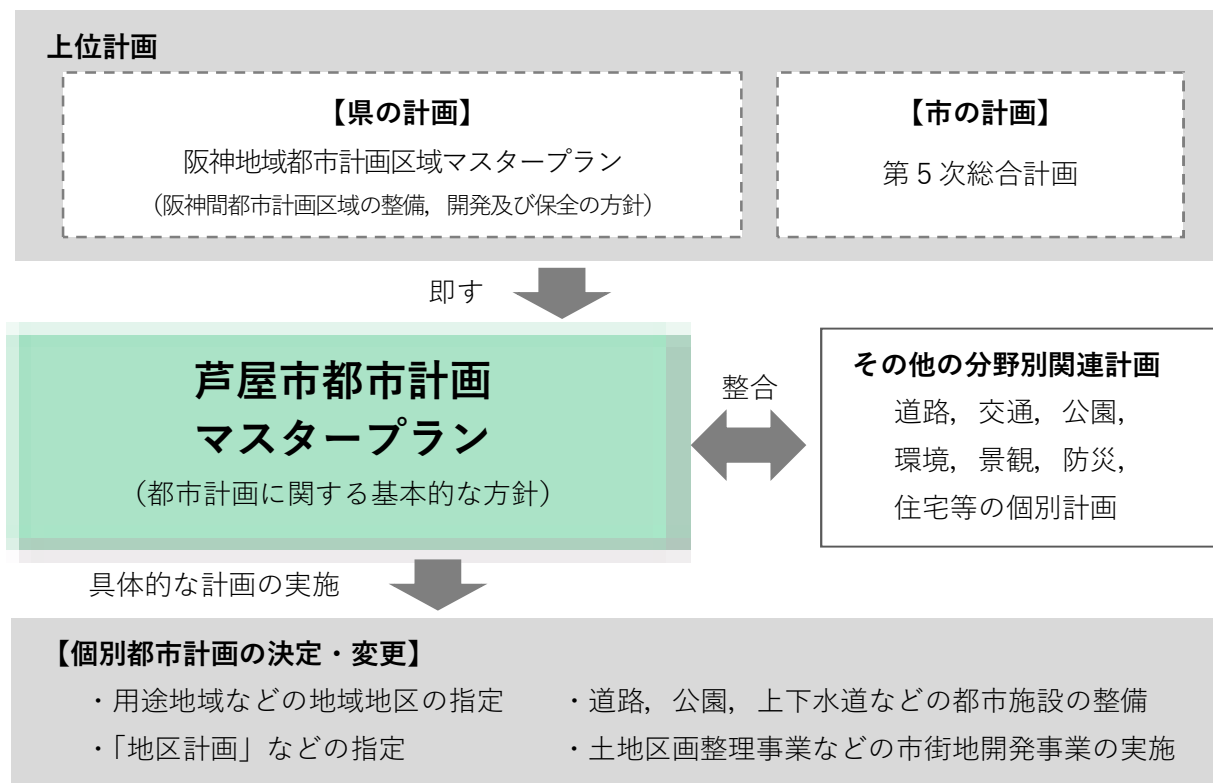


図 本マスタープランの位置付け

SDGs (エス・ディー・ジーズ) ～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGsとは、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された、令和12年(2030年)までに達成すべき持続可能な開発目標です。

貧困や不平等をなくし、地球環境を守るなど、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールと169のターゲットから構成され、総合的に解決しながら持続可能なより良い未来を築くことを目標としています。



SDGs 17の目標のアイコン

(3) 計画の目的

本マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、上位計画などに即して定めるものです。

本マスタープランは、特に次に示すことを目的としています。

- **実現すべき具体的な都市の将来像を示します**

本市の将来像を明らかにし、今後のまちづくりの目標や方針を定めます。

- **土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更の指針とします**

都市計画を決定・変更する際の指針を定めます。

- **計画の実現に向けた市民との参画と協働のあり方を示します**

市民との参画と協働のまちづくりに向けた取組を示します。

(4) 計画の対象区域

本マスタープランの計画対象区域は、芦屋市全域とします。

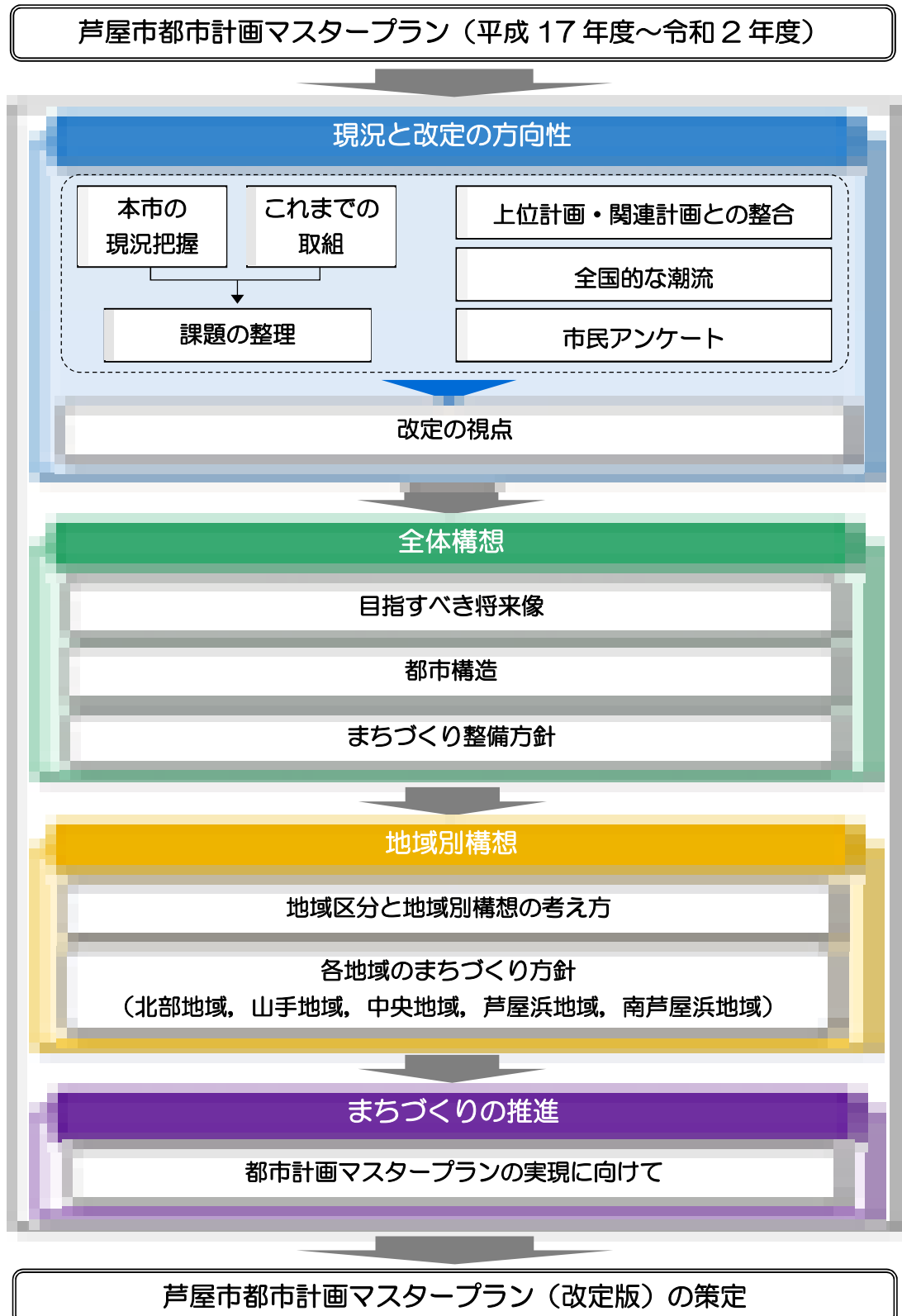
本市は全域が阪神間都市計画区域に含まれ、本市の約北半分を占める六甲山系によって構成された北部地域を除く部分が市街化区域となっています。



図 計画対象区域

(5) 改定の手順

本マスタープランは、下記の手順により改定を行いました。





第1章

現況と改定の方向性

- 1 芦屋市の特性
- 2 現況と課題
- 3 市民アンケート結果の概要
- 4 全国的な潮流
- 5 改定の視点

1 芦屋市の特性

(1) 広域的な位置付け

本市は、兵庫県の南東部、大阪と神戸とのほぼ中央に位置し、東は西宮市、西は神戸市に隣接しており、南北に細長い市域となっています。

また、北側に六甲の山並みがあり、南側は大阪湾に面しているなど豊かな自然環境を有するとともに、高速道路や国道などの広域幹線道路や鉄道駅など、交通の利便性にも恵まれた立地条件から、良好な住宅地としてまちが形成されてきました。



図 芦屋市の位置

(2) 市の地勢

本市は、北部地域の山地部から南芦屋浜地域の臨海部によって南北に形成され、六甲山を頂点として高低差のある地形構造となっています。

六甲山系の山地部は、ロックガーデンなどの独特の自然景観をつくりだしており、その大半が瀬戸内海国立公園六甲地域に指定され、憩いと安らぎの場として広く親しまれています。このような緑地の保全や防災上の観点から、市街化を抑制する市街化調整区域となっています。

市街地は、六甲山系の裾野を形成している山麓部（山手地域）と、芦屋川の扇状地等からなる平坦部（中央地域）、臨海部の芦屋浜地域及び南芦屋浜地域によって形成されています。

高低差のある地形により、山地側からと海側からの相互の眺望に優れ、平坦な市街地からは六甲山系の緑を身近に感じることができ、山麓部からは南に広がる市街地や大阪湾までを一気に見渡すことができます。更に、芦屋川と宮川の水系軸が南北にあり、水と緑が一体となった良好な眺望を一層強調しています。



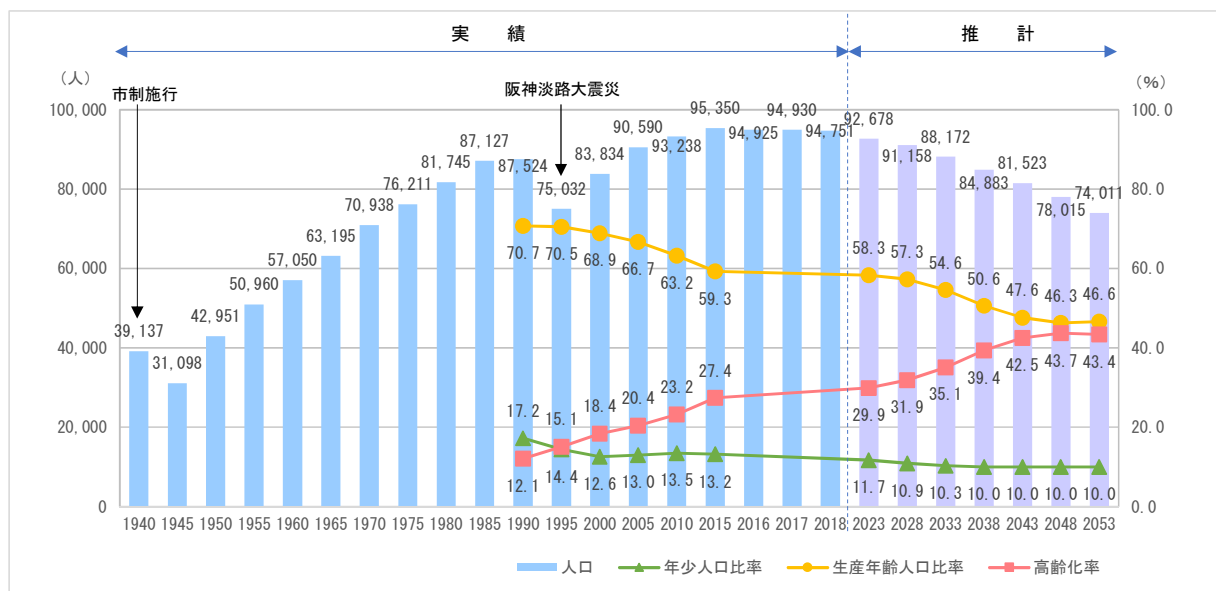
図 芦屋市の地形構造

2 現況と課題

(1) 人口

○現況と将来推計

- ・本市の人口は、昭和20年（1945年）から一貫して増加し、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災により大幅に減少しましたが、復旧・復興に伴い、平成12年（2000年）には83,834人に回復しました。平成27年（2015年）には95,350人でピークに達しましたが、近年はほぼ横ばい傾向となっています。
- ・将来人口推計によると、人口減少に転じ、令和15年（2033年）には約88,200人と震災前のピーク人口にまで減少し、高齢化率は35%を超えると予測されます。



資料：国勢調査（1940～2015）、住民基本台帳（2016、2017、2018）各年10月1日現在、芦屋市推計（2023～2053）

■課題

- ・人口減少や少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域経済や地域活力の低下、これに伴う市税収入の減少、医療・介護等の社会保障関係経費の増加、空き家の増加や店舗の減少等、市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられます。
- ・生活機能の維持・充実、定住や地域コミュニティの維持、駅周辺等の利便性を活かした拠点性の確保、公共交通の利便性の確保などにより、持続可能な都市づくりを進める必要があります。

(2) 土地利用

○現況

- ・都市の適正な開発や維持管理，自然環境の保全を図るため，区域区分により市街地の拡大を抑制しています。
- ・六甲山系の北部地域を除く約969haが市街化区域に指定され，このうち，住居系用途地域が約915ha（94.5%），商業系用途地域が約54ha（5.6%）となっており，本市の住宅都市としての性格を表しています。
- ・「住みよいまちづくり条例」等に基づき，建築物等の規制，宅地の細分化の抑制を図っています。

○これまでの取組

- ◎ 良好な住環境保全のため，市街化区域における住居系用途地域の維持
- ◎ 市街化調整区域での市街化の抑制
- ◎ 南芦屋浜地域の「潮芦屋プラン」に沿った低層住宅を中心としたゆとりある土地利用の推進
- ◎ 「地区計画」等の市民参画による土地利用方針等の策定



■課題

- ・今後の緩やかな人口減少傾向を見据え，市街地拡大を抑制するとともに，都市空間の質を高めていく必要があります。
- ・駅周辺などの既成市街地の再整備，既存の地域資源の有効活用を図り，都市活動や生活拠点としての機能を高める必要があります。
- ・「用途地域」や「高度地区」の指定，「地区計画」等の運用により，引き続き良好な住環境を保全・形成する必要があります。

(3) 交通環境・都市施設等

○現況

<交通>

- ・鉄道は、阪急神戸線、JR東海道本線、阪神本線が整備され、東西方向の都市間移動を担っています。
- ・路線バスは、市域の広範囲で運行されており、主に南北方向や各鉄道駅への移動を担っています。公共交通利用圏域（駅やバス停の徒歩圏）は市内の大部分を網羅していますが、一部に空白地域が見られます。

<道路>

- ・東西方向では、国道2号、43号などの広域幹線道路が都市間移動の重要な役割を果たす広域的な交通ネットワークとして機能しています。南北方向には、主に中央線や芦屋川左岸線などの幹線道路が市内の都市拠点間の交通機能を担っています。
- ・都市計画道路は、計画延長のうち87.7%が整備されていますが、主に南北方向の路線や阪急神戸線沿線の路線が未整備となっています。
- ・平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、景観や防災、通行の安全性や快適性の観点から無電柱化に取り組んでいます。市道の無電柱化率は約14.9%、無電柱化延長は32.98km（令和2年4月時点）となっており、全国の市町村で最も取組が進んでいます。
- ・道路をはじめとした都市施設等のバリアフリー化を順次進めており、特に阪神芦屋駅・市役所周辺地区においては「交通バリアフリー基本構想」に基づき、地区の一体的なバリアフリー化の取組を進めています。

<公園>

- ・都市公園は、145箇所、約59haを整備しています。昭和50年代に整備された公園が多いため、施設の老朽化が進んでいます。

<上下水道>

- ・水道事業は、昭和13年に給水を開始しました。現在では、管路延長約250km、主な施設として、2カ所の浄水場と10カ所の配水池を整備しています。
- ・下水道事業は、昭和10年に着手し、平成19年には下水道普及率が100%となっています。現在では、管路延長約321km、主な施設として、2カ所の下水処理場と5カ所のポンプ場を整備しています。

<その他の都市施設>

- ・環境処理センターは、焼却施設が平成8年に竣工してから20年以上経過しています。また、パイプライン施設は昭和54年の芦屋浜地区での運転開始後、40年以上が経過しています。

○これまでの取組

- ◎ 山手幹線の整備と都市計画道路の見直し
- ◎ 親王塚公園，涼風東・西公園，南緑地の整備
- ◎ 南芦屋浜地域等における無電柱化やユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備
- ◎ J R 芦屋駅南地区再開発事業の推進
- ◎ 公共建築物の建替えや大規模改修の際のユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設整備
- ◎ 橋梁や上下水道施設などの都市施設の適切な維持管理や老朽化施設の更新，耐震化



■課題

- ・交通の円滑化や利便性・安全性を高めるため，特に都市計画道路の整備を進める必要があります。一方，長期未着手の路線については，社会情勢の変化や地域特性等に応じた見直しを検討する必要があります。
- ・特にまちなかの道路においては，車中心から人中心への道路空間への転換を図るなど，歩行者や自転車の利便性や快適性，安全性の視点を踏まえた整備の必要があります。
- ・今後，高齢化が更に進むことを踏まえ，地域特性に応じた交通手段が選択できるなど，利用しやすい移動手段の確保に努める必要があります。
- ・交通の結節点となる駅周辺では，アクセス道路の整備，送迎車や路線バスの停車場，自転車駐車場の確保など，利用しやすい環境整備の必要があります。
- ・利用者が多い駅や公共施設などを対象に，重点的かつ一体的にバリアフリー整備を進めており，引き続き，まち全体でバリアフリー化を進める必要があります。
- ・高度経済成長期に整備された多くの公共施設や都市施設の老朽化が進むことから，引き続き，計画的な維持管理や更新，整備を図る必要があります。

(4) 自然環境・都市環境

○現況

- ・「芦屋庭園都市」を目指し、公園・緑地の整備、山麓部などの緑の保全、芦屋オープンガーデンなどの市民との協働による緑化活動を進めています。
- ・「風致地区」や「緑の保全地区」の指定、「景観計画」の策定、「地区計画」の活用等により、自然環境や都市環境の保全・形成に努めています。
- ・道路交通の騒音振動対策など、環境負荷低減の施策や市内生息生物の実態調査など、環境改善を図る取組を進めています。
- ・本市の空き家率は2.6%で、全国平均の5.6%、兵庫県平均の5.7%と比較すると低い状況となっています。(総務省「住宅・土地統計調査」平成30年(2018年)より算定)

○これまでの取組

- ◎ 「緑の保全地区」の指定
- ◎ 市民参画によるまちなかの清掃活動、緑化推進
- ◎ 自然公園法等に基づく六甲山系の自然環境保全
- ◎ 騒音や大気環境などの公害に関する調査や規制基の遵守、指導の実施
- ◎ 空き家改修費用の補助制度の運用などによる空き活用の支援
- ◎ 耐震化セミナーの実施や相談窓口設置など、既存、ンションの適切な維持管理の促進



■課題

- ・市民との協働による緑化活動や「風致地区」、「地区計画」、「緑の保全地区」などの運用により、自然環境・都市環境の保全・形成が図られており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。
- ・河川では、自然を身近に感じられる親水空間の形成を図るとともに、様々な生物の生息域としての環境保全に配慮する必要があります。
- ・引き続き、環境への負荷を軽減し、自然にやさしいまちづくりを進める必要があります。
- ・地域の活性化やコミュニティ形成、適切な管理を図るため、公園・緑地等における市民参画や民間活力を活かした取組を推進していく必要があります。
- ・空き家の増加は、衛生面や景観、防災など住環境に影響を及ぼすため、住宅ストックの活用や老朽空き家対策等を促進していく必要があります。

(5) 都市景観

○現況

- ・緑豊かな美しい景観を目指して、市域全域を「景観地区」に指定し、建築物等の形態や色彩、通り外観等について制限を行っています。特に、重要な景観要素の一つである芦屋川沿岸については、「芦屋川特別景観地区」に指定しています。
- ・地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、22地区（計約441ha）で「地区計画」を策定し、地域住民との協働により良好な住環境・住宅地景観の保全・形成が図られています。また、より住みよい快適なまちを目指して、地域住民自らがきめ細かいルールを定めた「まちづくり協定」が7地区で策定されています。
- ・更に、屋外広告物の規制・誘導や、都市防災の向上等にも資する無電柱化など、良好な景観を形成するための様々な取組を行っています。
- ・会下山遺跡、ヨドコウ迎賓館（旧山邑家住宅）など国指定の文化財をはじめ、現存する和館、洋館、樹林地、緑地、社寺林などがまちの景観要素となっています。

○これまでの取組

- ◎ 市域全域を景観法に基づく「景観地区」に指定
- ◎ 「芦屋川特別景観地区」の指定
- ◎ 「屋外広告物条例」の制定・運用
- ◎ 旧芦屋郵便局電話事務室（芦屋モノリス）等の国登録有形文化財の登録、ヨドコウ迎賓館・芦屋川の文化的景観等の日本遺産の構成文化財の認定
- ◎ 芦屋仏教会館などの景観重要建造物の指定



■課題

- ・良好な都市景観を形成するため、六甲山系や芦屋川に代表される緑豊かな自然環境を活かすとともに、歴史・文化的な資源の保全や活用、まちなかの緑化、地域特性を反映した地域ごとのルールづくりなどを、市民や事業者等との協働で進めていく必要があります。
- ・本市の玄関口である JR 芦屋駅周辺などでは、周辺環境と調和しつつ、にぎわいが感じられる景観の創出により、まちの魅力を高めていく必要があります。
- ・「国際文化住宅都市」にふさわしい魅力的な都市景観の創造を目指して、「景観法」や「都市景観条例」、「屋外広告物条例」等に基づき、市民や事業者への周知や理解を図りながら、引き続き積極的な都市景観の形成を進めていく必要があります。

(6) 都市防災

○現況

- ・本市は、阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けましたが、土地区画整理事業の施行や山手幹線の整備、公共施設の耐震化などによる防災機能の向上、地域の防災活動への支援など、安全・安心のまちづくりを進めています。
- ・東日本大震災や熊本地震の発生、気候変動に伴う大型台風や豪雨など、甚大な自然災害が全国各地で起きており、本市においても例外ではなく、台風や豪雨等による風水害・土砂災害の危険性が高まっています。
- ・今後の発生が想定される南海トラフや内陸活断層による地震のうち、特に南海トラフ地震は、東海・東南海・南海トラフ地震が連動して発生する可能性もあり、被害が広範囲に及ぶことが予測されています。

○これまでの取組

- ◎ 「無電柱化推進計画」の策定、山手幹線全線、さくら参道の無電柱化の実施
- ◎ 防災拠点となる市役所東館新庁舎の整備
- ◎ 防災情報マップや津波ハザードマップによる周知・啓発
- ◎ 防災行政無線システムの運用開始
- ◎ 「耐震改修促進計画」に基づく、住宅の耐震化に係る事業の拡充
- ◎ 南芦屋浜地域における耐震護岸の救援物資集積拠点としての整備



防災拠点となる市役所東館の整備

■課題

- ・近年、自然災害が全国各地で頻発しており、安全な道路空間の確保、円滑な物資の輸送や避難ルートに資する幹線道路の整備、オープンスペースや防災活動拠点の確保など、防災機能の向上を図る必要があります。
- ・市民・行政それぞれが日頃から災害に備え、今後も国や県、地域と一体となった「自助」「共助」「公助」の連携による防災・減災に向けた取組を推進しながら、様々な局面に対応できるよう、防災性の向上を図る必要があります。

3 市民アンケート結果の概要

(1) 市民アンケート調査の実施

① 調査目的

本市のまちづくりに関する現状の評価や今後のまちづくりについての意見を聴取し、本マスタープラン改定の参考とするため、市民アンケートを実施しました。

② 調査期間

令和2年8月28日～9月11日

③ 調査の対象及び回収状況

対 象：市内在住の18歳以上の市民

配 布 数：3,000票（無作為抽出）

回答方法：郵送，インターネット

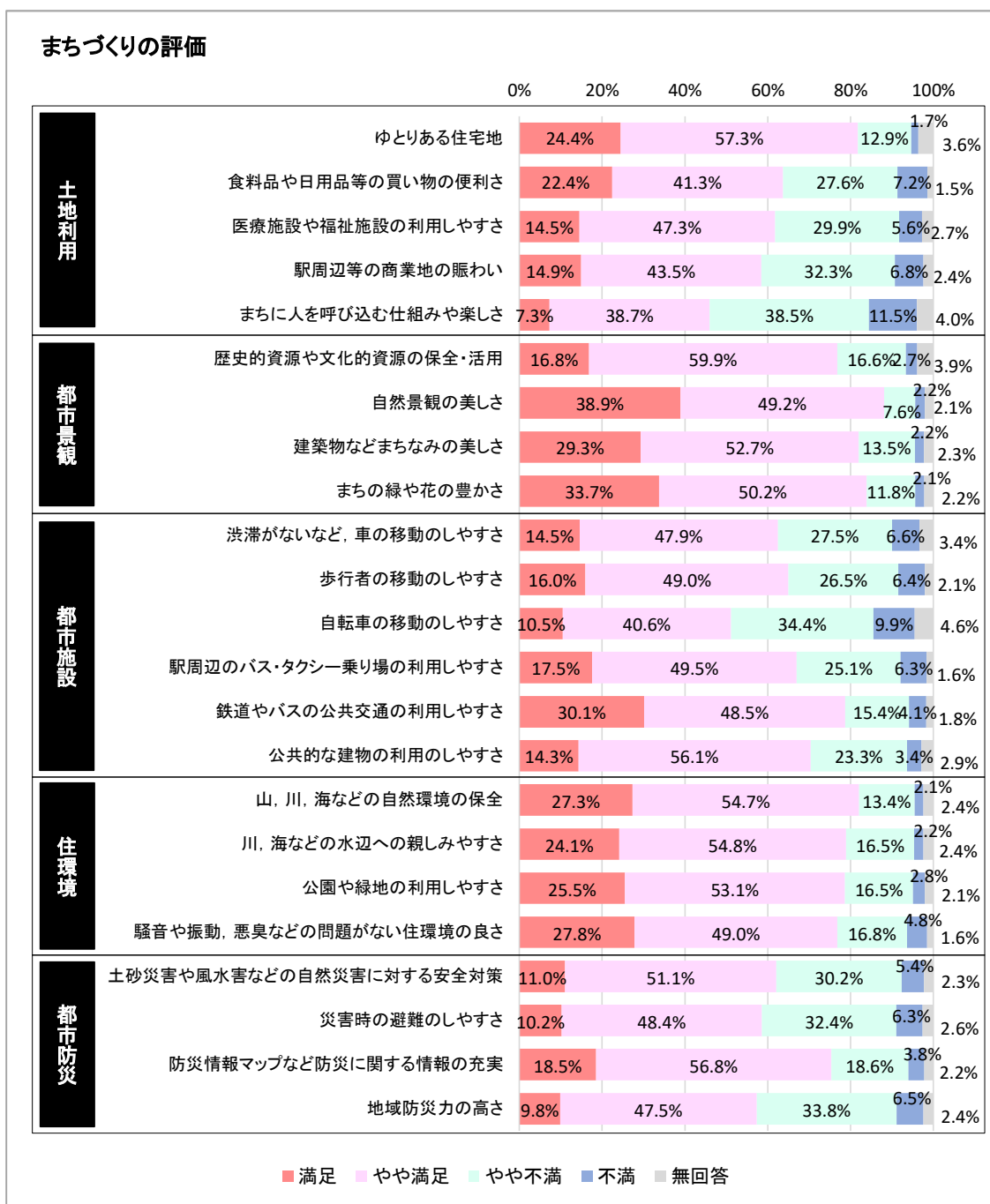
回 収 数：1,403票

回 収 率：46.8%

(2) 市民アンケート結果の概要

◆まちづくりの評価（市全体の評価）

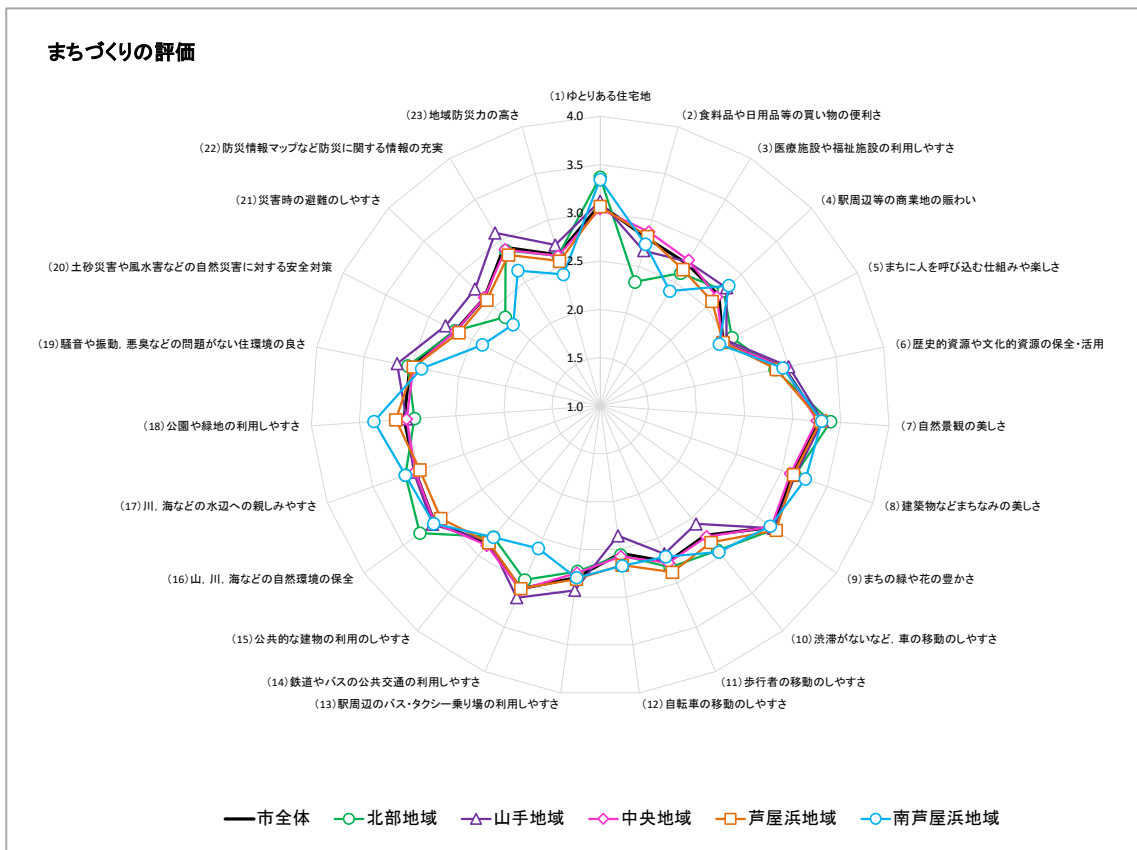
・まちづくりへの評価（「満足」「やや満足」の割合の合計値）は、「自然景観の美しさ」（88.1%）、「まちの緑や花の豊かさ」（83.9%）、「建築物などまちなみの美しさ」（82.0%）、「山、川、海などの自然環境の保全」（82.0%）など、景観、自然や緑への評価が高くなっています。



(回答者数 1403)

◆まちづくりの評価（地域別の評価）

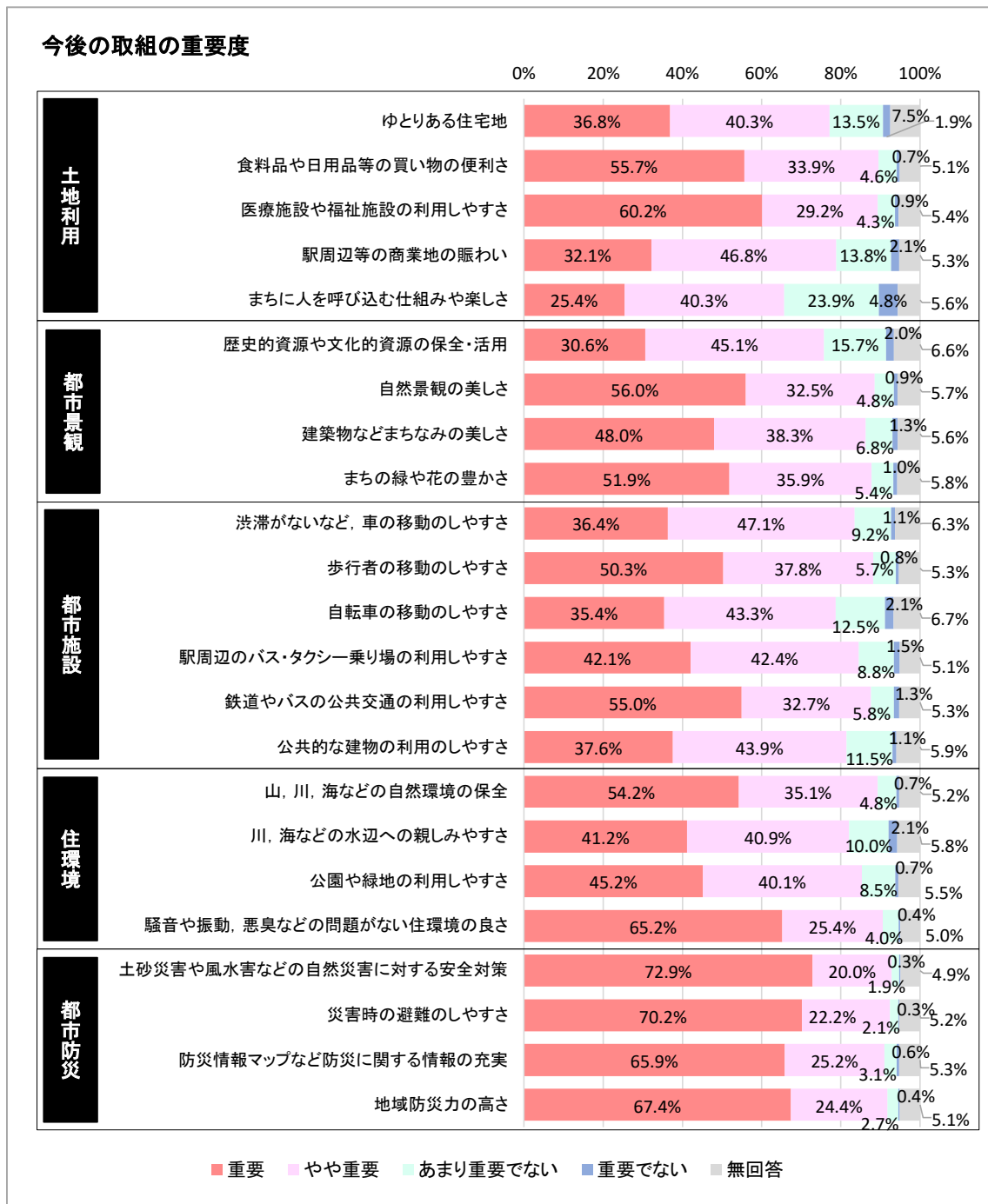
- ・北部地域では、「自然景観の美しさ」、「ゆとりある住宅地」、「山、川、海などの自然環境の保全」の評価が高くなっています。
- ・山手地域では、「自然景観の美しさ」、「まちの緑や花の豊かさ」、「鉄道やバスの公共交通の利用しやすさ」の評価が高くなっています。
- ・中央地域では、「自然景観の美しさ」、「まちの緑や花の豊かさ」、「山、川、海などの自然環境の保全」の評価が高くなっています。
- ・芦屋浜地域では、「自然景観の美しさ」、「まちの緑や花の豊かさ」、「建築物などまちなみの美しさ」の評価が高くなっています。
- ・南芦屋浜地域では、「公園や緑地の利用しやすさ」、「ゆとりある住宅地」、「自然景観の美しさ」の評価が高くなっています。
- ・市全体との比較では、北部地域は「ゆとりある住宅地」、「渋滞がないなど、車の移動のしやすさ」、「山、川、海などの自然環境の保全」の評価が、南芦屋浜地域は「公園や緑地の利用しやすさ」、「ゆとりある住宅地」、「渋滞がないなど、車の移動のしやすさ」の評価が、市全体よりも高くなっています。



- ・このグラフでは、5地域（北部地域、山手地域、中央地域、芦屋浜地域、南芦屋浜地域）と市全体との「まちづくりに関する評価」を相対的に比較したものとなります。
- ・グラフ作成にあたっては、各項目に対する得点（満足4点、やや満足している3点、やや不満である2点、不満である1点）を合計し、各地域の有効回答者数で割り戻した値を算出しています。

◆今後の取組の重要度（市全体の評価）

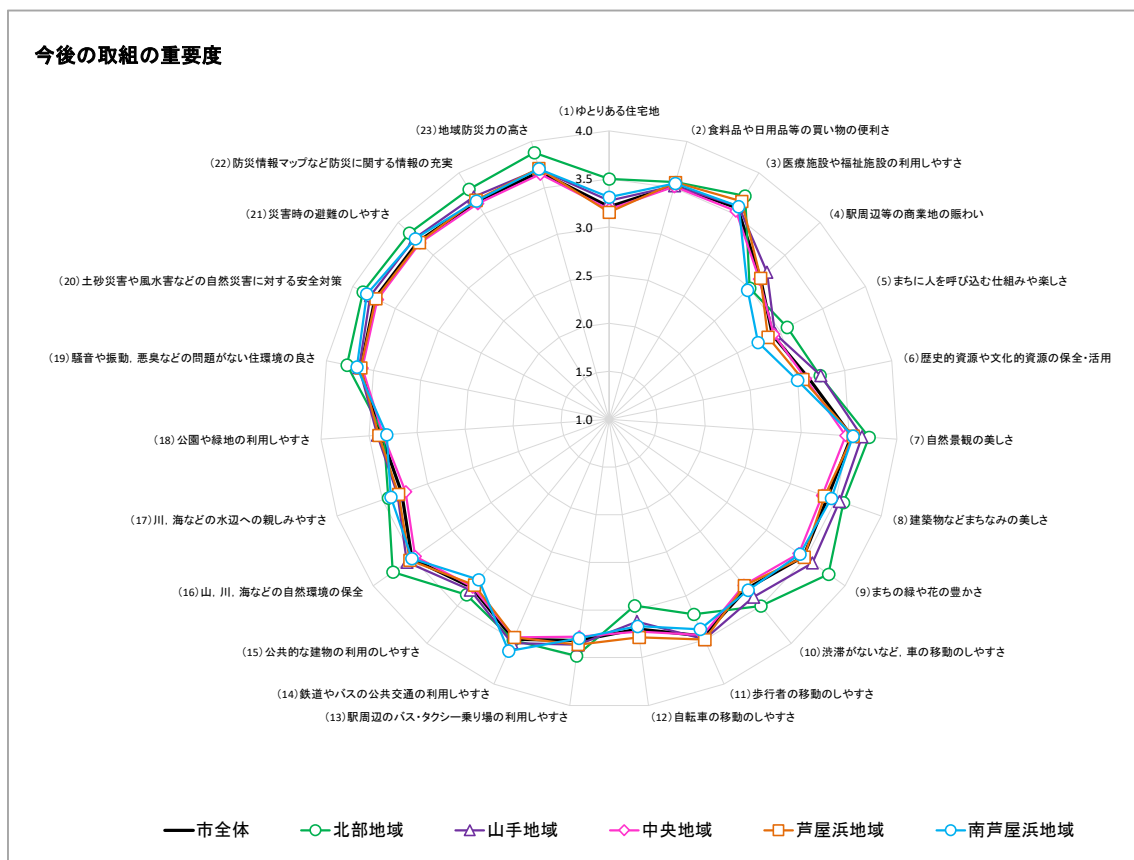
- ・今後の取組の重要度（「重要」「やや重要」の割合の合計値）は、「土砂災害や風水害などの自然災害に対する安全対策」（92.9%）, 「災害時の避難のしやすさ」（92.4%）, 「地域防災力の高さ」（91.8%）など、防災に関する取組への重要度が高くなっています。



(回答者数 1403)

◆今後の取組の重要度（地域別の評価）

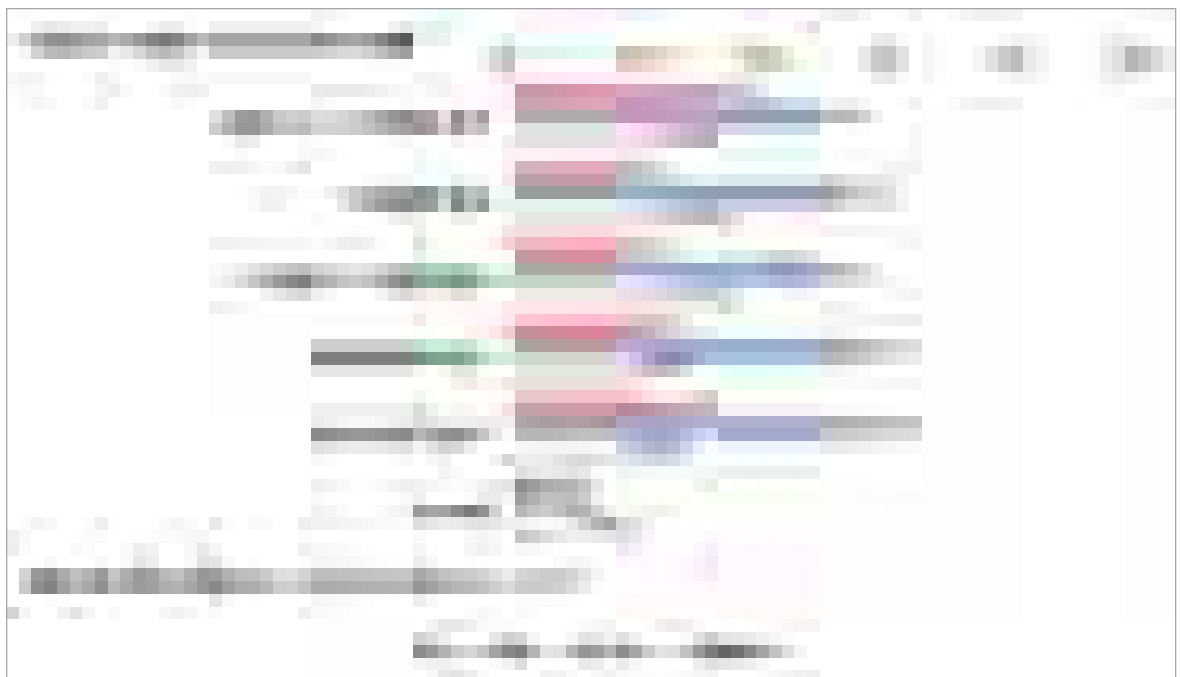
- ・北部地域では、「土砂災害や風水害などの自然災害に対する安全対策」、「地域防災力の高さ」、「災害時の避難のしやすさ」の重要度が高くなっています。
- ・山手地域では、「土砂災害や風水害などの自然災害に対する安全対策」、「災害時の避難のしやすさ」、「防災情報マップなど防災に関する情報の充実」の重要度が高くなっています。
- ・中央地域では、「土砂災害や風水害などの自然災害に対する安全対策」、「災害時の避難のしやすさ」、「地域防災力の高さ」の重要度が高くなっています。
- ・芦屋浜地域では、「土砂災害や風水害などの自然災害に対する安全対策」、「地域防災力の高さ」、「災害時の避難のしやすさ」の重要度が高くなっています。
- ・南芦屋浜地域では、「土砂災害や風水害などの自然災害に対する安全対策」、「災害時の避難のしやすさ」、「地域防災力の高さ」の重要度が高くなっています。
- ・市全体との比較では、北部地域は「まちの緑や花の豊かさ」、「ゆとりある住宅地」、「山、川、海などの自然環境の保全」の重要度が市全体よりも高くなっていますが、その他の地域については、概ね市全体の傾向となっています。



- ・このグラフでは、5地域（北部地域、山手地域、中央地域、芦屋浜地域、南芦屋浜地域）と市全体との「まちづくりに関する評価」を相対的に比較したものとなります。
- ・グラフ作成にあたっては、各項目に対する得点（重要4点、やや重要3点、あまり重要でない2点、重要でない1点）を合計し、各地域の有効回答者数で割り戻した値を算出しています。

◆既に起きている現象・今後生じるおそれのある課題

- ・既に起きている現象は、「①地域コミュニティの機能の低下」(32.3%)が最も割合が高く、次いで「⑤まちの活力の低下」(23.8%),「④移動利便性の低下」(19.3%)となっています。
- ・将来的に生じると思われる課題は、「⑤まちの活力の低下」(57.3%),が最も割合が高く、次いで「④移動利便性の低下」(56.2%),「②住環境の悪化」(53.2%)となっています。
- ・既に起きている現象よりも将来的に生じると思われる課題に対する割合が高くなっています。

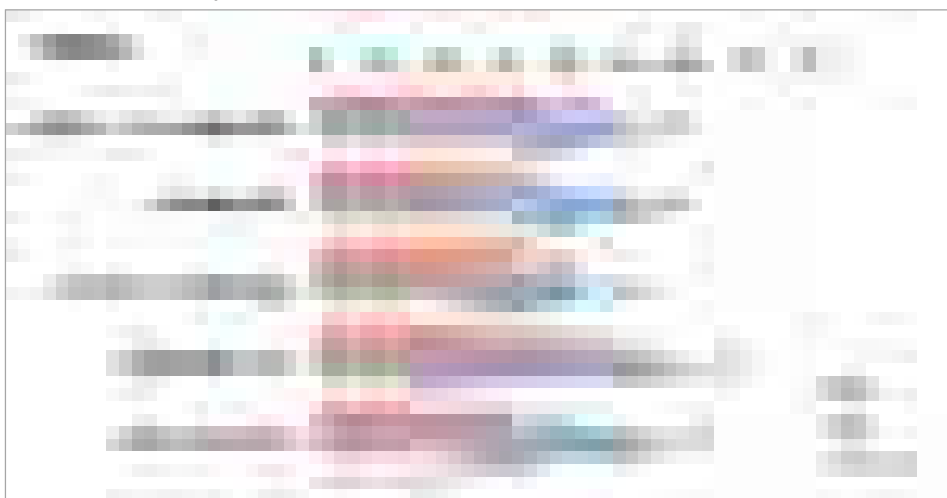


(回答者数 1403)

◆既に起きている現象・今後生じるおそれのある課題（地域別の結果）

<北部地域>

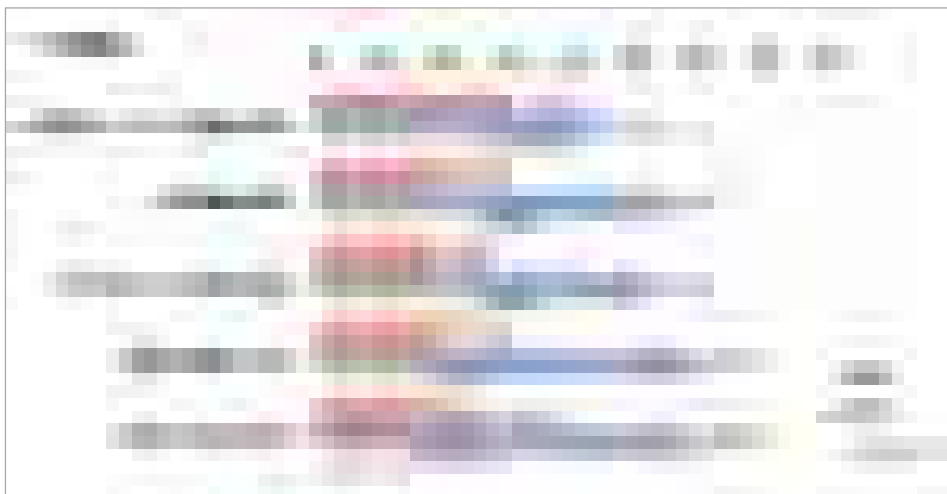
- ・現在起きている課題は、「④移動利便性の低下」(39.3%)、「①地域コミュニティの機能の低下」(35.7%)、「③生活サービス施設の減少」(32.1%)「⑤まちの活力の低下」(32.1%)が高くなっています。
- ・将来生じると思われる課題は、「④移動利便性の低下」(57.1%)、「⑤まちの活力の低下」(53.6%)、「①地域コミュニティの機能の低下」(50.0%)、「②住環境の悪化」(50.0%)が高くなっています。



(回答者数 28)

<山手地域>

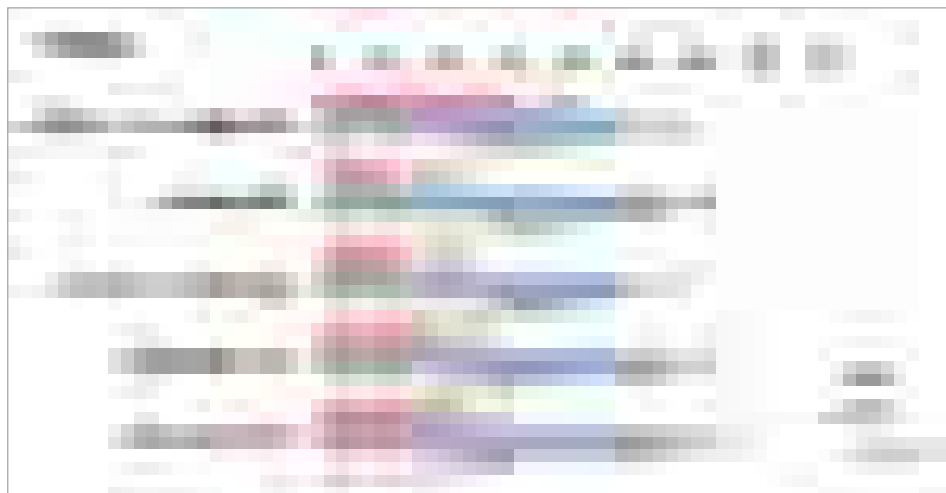
- ・現在起きている課題は、「①地域コミュニティの機能の低下」(30.4%)、「⑤まちの活力の低下」(26.8%)、「②住環境の悪化」(20.8%)、「④移動利便性の低下」(20.8%)が高くなっています。
- ・将来生じると思われる課題は、「④移動利便性の低下」(59.4%)、「⑤まちの活力の低下」(58.8%)、「②住環境の悪化」(54.0%)が高くなっています。



(回答者数 313)

<中央地域>

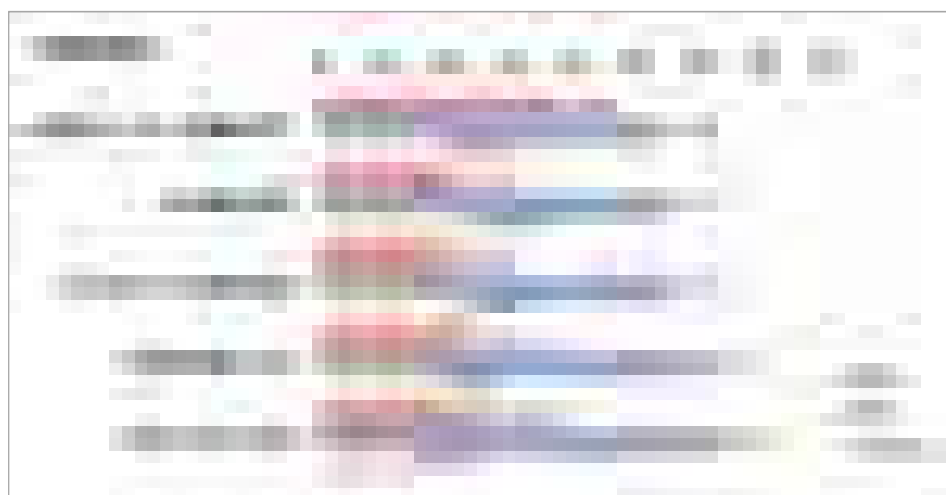
- ・現在起きている課題は、「①地域コミュニティの機能の低下」(31.8%)、「⑤まちの活力の低下」(21.7%)、「④移動利便性の低下」(16.9%)が高くなっています。
- ・将来生じると思われる課題は、「⑤まちの活力の低下」(56.2%)、「④移動利便性の低下」(55.0%)、「②住環境の悪化」(53.6%)が高くなっています。



(回答者数 793)

<芦屋浜地域>

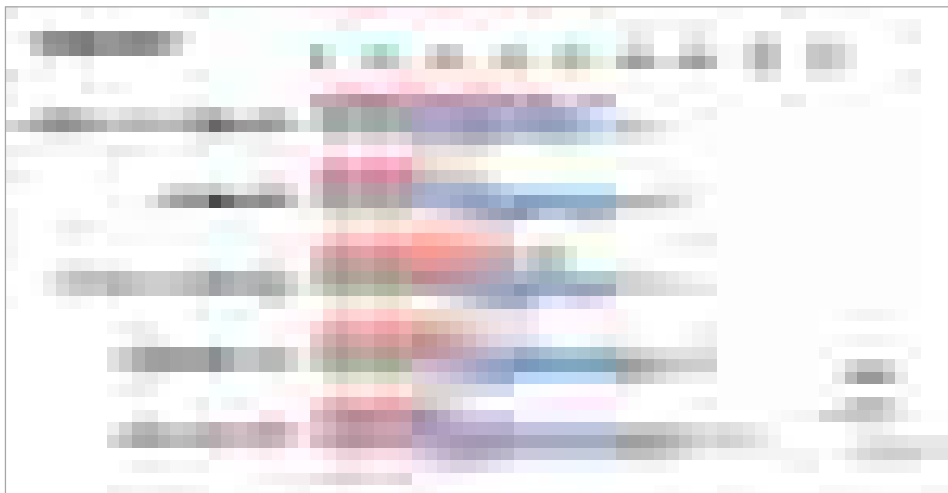
- ・現在起きている課題は、「①地域コミュニティの機能の低下」(37.4%)、「⑤まちの活力の低下」(26.8%)、「④移動利便性の低下」(23.5%)が高くなっています。
- ・将来生じると思われる課題は、「⑤まちの活力の低下」(61.5%)、「④移動利便性の低下」(58.1%)、「②住環境の悪化」(54.7%)、「③生活サービス施設の減少」(54.7%)が高くなっています。また、全ての項目で5割以上となっています。



(回答者数 179)

<南芦屋浜地域>

- ・現在起きている課題は、「①地域コミュニティの機能の低下」(36.4%)、「③生活サービス施設の減少」(30.3%)、「④移動利便性の低下」(24.2%)が高くなっています。
- ・将来生じると思われる課題は、「⑤まちの活力の低下」(57.6%)、「④移動利便性の低下」(53.0%)、「②住環境の悪化」(47.0%)が高くなっています。



(回答者数 66)

◆まちづくりを進める上で大切なこと

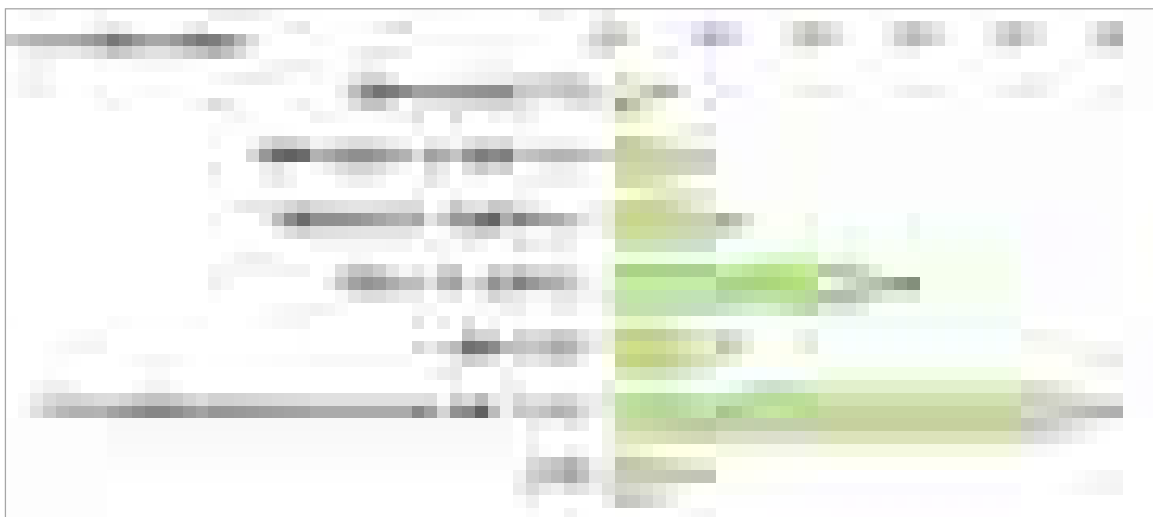
- ・まちづくりを進める上で大切なことは、「①良好な居住環境が保全されている」(58.8%)が最も割合が高く、次いで「⑧災害に強い」(42.7%)、「③生活サービス施設や公共交通が充実している」(39.0%)となっています。



(回答者数 1403)

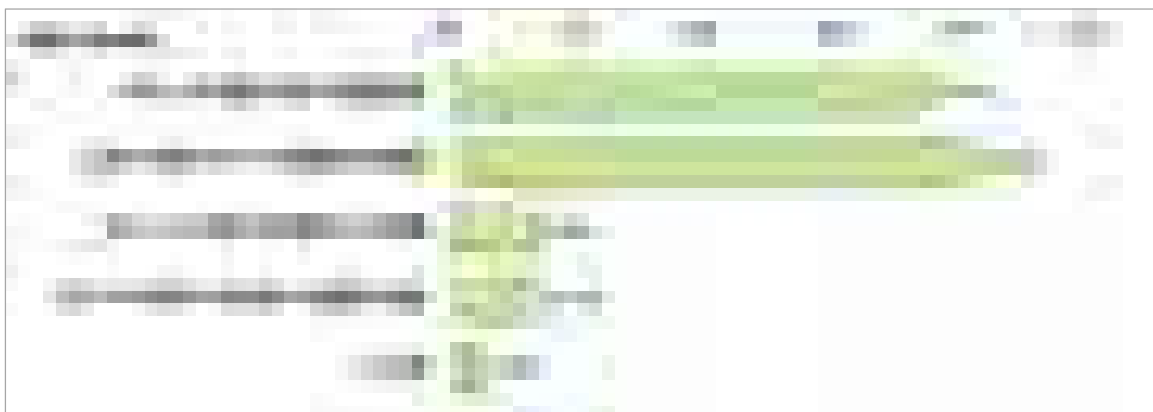
◆市民参画，協働のまちづくりの推進

- ・まちづくり活動への参加状況は、「どのような活動があるのか分からないため，参加していない」（45.0％）が最も割合が高く，次いで「参加したいが，余裕がない」（24.9％），「興味があるので，今後参加したい」（8.1％）となっています。



(回答者数 1403)

- ・協働のまちづくりを進めるために最も重要だと思うことは、「市民が参加しやすい活動機会の提供」（41.3％）が最も割合が高く，次いで「まちづくり活動に関する情報提供」（37.5％），「まちづくり活動への助言，活動費の補助」（7.7％）となっています。



(回答者数 1403)

4 全国的な潮流

人口減少や少子高齢化の進展，未曾有の大規模災害発生，社会情勢が大きく変化していることを踏まえ，都市施策に関連する全国的な潮流を整理します。

人口減少・少子高齢化

人口減少や少子高齢化が進み，生活関連サービスの縮小，税収減による行政サービスの低下，地域コミュニティの衰退などのおそれがあります。これらの課題に対応し，持続可能な都市にするためには，今ある生活機能の維持や充実を図るとともに，機能が集積する拠点にアクセスしやすい環境を整えていくことが求められています。

自然災害への対応

大規模災害に対応するために，広域的な移動手手段の確保や都市基盤整備などのハード施策と，地域防災活動などのソフト施策により，被害の未然防止や減災など，災害に強い安全・安心な都市づくりを進めていくことが求められています。

環境問題への対応

地球温暖化等の影響により，気象災害発生の高まりや被害の甚大化が懸念されています。地球環境に配慮した脱炭素社会の実現に向けて，自動車に依存しない交通環境づくりや自然エネルギー等の活用による環境負荷の低減に向けた取組が求められています。

公共施設等の維持更新

今後，公共施設や都市施設等の老朽化が急速に進むことが予測されます。限られた財源の中で安全な都市基盤を維持していくため，予防保全や長寿命化の視点に立った持続的かつ実効的な対策が求められています。

技術革新

スマート社会を見据え，情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）などの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ，新たな価値を生み出すことにより，社会課題を解決し，誰もが快適で質の高い生活を送ることができる社会づくりが求められています。

民間活力によるまちづくりの推進

行政だけでは解決が困難な課題や要請に対応するとともに，地域特性にきめ細かく対応していくため，地域団体やNPO，民間事業者など，多様な主体の参画と協働によるまちづくりが求められています。

5 改定の視点

前マスタープランに基づくこれまでの取組を踏まえつつ、本市の現況やまちづくり分野ごとの課題整理、市民アンケート、全国的な潮流等を勘案し、本マスタープラン改定に当たっての視点を次のように整理します。

視点① これまでのマスタープランの継承と更なる発展に向けた都市づくり

ゆとりある緑豊かな住環境や良好な景観による高質な都市空間の形成などを目指す前マスタープランに基づく取組は、市民アンケートにおいて各分野とも肯定的な評価が得られており、これまでのまちづくりの理念や方向性については今後も継承していきます。

また、人にやさしい環境整備、地域の活性化、にぎわいの創出など、都市の魅力や機能を高め、更なるまちの発展を目指します。

視点② 長期的な人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能な都市づくり

人口減少・少子高齢化の進展により、地域経済や生活機能の低下など、市民生活に影響が生じると考えられます。

中心市街地の再開発等による都市の再生、都市拠点機能の維持や充実、都市施設等の適切な管理や更新等により、都市の活力や生活利便性の更なる向上を図り、持続可能な都市づくりを進めます。

視点③ 安全・安心な都市づくり


阪神・淡路大震災からの復旧・復興により都市基盤整備が進められてきましたが、近年では、都市施設の老朽化、発生が予測されている南海トラフ地震などの大規模災害への対応など、災害に強い都市づくりが必要です。

未然に被害を防ぐ「防災」や被害をできるだけ抑える「減災」などの視点に立って、必要な都市施設の整備の検討、施設の適切な管理や更新等を図ります。また、市民への防災に関する意識啓発や活動支援など、ハードとソフトの取組による安全・安心な都市づくりを進めます。

視点④ 市民参画と協働のまちづくり

価値観やライフスタイルの多様化などによる市民ニーズの変化にきめ細かく対応するためには、行政だけではなく、市民や市民活動団体、事業者等が協働でまちづくりを進めていく必要があります。

市民参画と協働のまちづくりの推進に向けて、参画機会の創出、多様な手法による情報発信、活動の支援体制の整備など、行政、市民、市民活動団体、事業者などの各主体が活動しやすい環境づくりを進めます。



第2章

全体構想

- 1 目指すべき将来像
- 2 都市構造
- 3 まちづくりの整備方針
 - ・土地利用方針
 - ・交通環境・都市施設等の整備方針
 - ・自然環境・都市環境の保全・形成方針
 - ・都市景観の保全・形成方針
 - ・都市防災の方針

1 目指すべき将来像

(1) 第5次総合計画が目指す将来像・基本方針

「第5次総合計画」では、目標年度とする令和12年度（2030年度）に実現する本市の目指す将来の姿を下記のように掲げています。

◆ 芦屋市が目指す将来の姿

「第5次総合計画」の将来像（芦屋市として今後10年間で目指すべき姿）

人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市

人口減少・少子高齢化をはじめ、ICTの急速な発達やグローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化している中で、これまでの取組の延長線上だけでは住みやすいまちの持続は難しくなると考えられます。国際文化住宅都市として先人が築いてきた住環境や暮らしに根付く文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではのまちの良さを継承しながら、市民と行政が未来を共有し、協働することで、住宅都市としての強みを磨き、さらなる魅力を創造していきます。そして、将来の世代にわたって、人々の笑顔があふれ、誇りを持てるまち、さらには多くの人に憧れと夢を持って選ばれる「住み続けたいまち、住んでみたいまち芦屋」を目指します。

ア シ ヤ ス マ イ ル ベ ー ス
ASHIYA SMILE BASE

※ 市民と職員が総合計画を我が事として関わり将来像を実現していくためのキャッチフレーズとします。

◆ まちづくりの基本方針

未来の創造 ～ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

人のつながり ～ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

暮らしやすさ ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

資源 ～ 地域資源を活かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合

(2) まちづくりの理念・目標

改定の視点に基づき、前マスタープランのまちづくりの理念と方向性を継承するとともに、「第5次総合計画」が目指す将来像・基本方針を踏まえ、本マスタープランの理念と方

び かい ゆう 美, 快, 悠のまち 芦屋

緑豊かな高質な都市空間を実現し、人にも環境にもやさしく、
文化を育む活力ある国際文化住宅都市を目指します

美

八甲山系の山々や戸座川、大阪湾などの豊かな自然環境に恵まれた本市の特性を活かすとともに、市民との協働による緑を活かした美しい都市づくりを目指します。

河川や海岸、公園・緑地、緑豊かな街路、公共施設や民有地の緑などを繋ぐことにより、まち全体の景観や防災機能を高め、快適で安全安心な生活空間を創造します。

快

市民の多様な価値観やライフスタイルを尊重し、いつまでも住み続けられるために、都市機能や生活機能の維持・充実、ユニバーサルデザインの視点に立った快適で人にやさしい都市づくりを目指します。

自然環境の保全、環境負荷の低減など、環境にやさしい都市の形成を目指します。

悠

これまで培われてきた本市独自の歴史や文化を継承するとともに、時代の潮流や新たな価値観により、新しい文化が創出されるまちづくりを目指します。

恵まれた自然環境や歴史、文化などの地域資源を活かして、さらなる地域コミュニティの活性化を図ります。

市民と行政の協働の下、成熟都市にふさわしいまちづくりを目指します。

◆ まちづくりの目標

まちづくりの理念及びその方向性である「美」「快」「悠」を実現するため、次の5つの目標を定め、関連分野が連携して総合的に取り組んでいきます。

社会変化に対応した快適な都市空間づくり

快

本市は、駅周辺や生活機能が集積する地区を中心に、利便性の高いまちが形成されており、今後も引き続き、都市機能や市民生活の拠点としての機能の維持・充実に努めます。

また、それらの地区をネットワークで繋ぎ、移動の円滑化やアクセス性の向上を図ることで、快適な都市空間づくりを推進します。

スマート社会に対応するための新技術導入の検討やユニバーサルデザイン等の視点から、分かりやすく、使いやすい、人にやさしい都市空間づくりを推進します。

安心して住み続けられる良好な住環境づくり

美

快

今後も良好な住環境に配慮した適正な土地利用を図るとともに、ゆとりある緑豊かな住宅地の形成を図ります。

安心して生活できるよう、住環境の保全、都市基盤の整備や維持管理、ソフト対策の推進により防災機能を向上し、あらゆる自然災害に対応できる都市づくりを推進します。

また、様々なライフステージに対応するため、良質な住まい環境づくりを進めます。

環境にやさしく潤いのある都市づくり

美

快

悠

豊かな自然環境やこれまで育まれてきた芦屋のまちの花と緑を保全するとともに、河川等の身近な自然空間の活用、公園・緑地の適切な維持管理、まちなかの緑化等により、人が自然に親しみを感じられる、潤いのある都市づくりを目指します。

「芦屋庭園都市」の実現に向け、自然環境と調和し、快適な都市環境が形成されるような花と緑豊かな都市づくりを市民との協働で進めます。

地球温暖化対策や公害の抑制など、環境にやさしい都市づくりを推進します。

個性と魅力ある高質な都市空間づくり

美 悠

六甲山系や芦屋川に代表される緑豊かな自然環境と、本市の景観の特徴でもある歴史的資源を背景とした良好な住宅地景観を保全することにより、芦屋らしい美しい景観の形成を目指します。

市民との協働による良好な街並みの創出により、芦屋のイメージである文化の香りや風格を感じさせる市街地景観の形成を目指すとともに、成熟した質の高い空間を活かした、活力ある都市づくりを推進します。

公園・緑地，河川，緑豊かな街路樹，歴史・文化的資源，統一性のある街並み，にぎわいのある商業施設等を有機的に繋げることで，まちの魅力を楽しみながら回遊できる都市空間づくりを推進します。

人とのつながりや交流を育むまちづくり

快 悠

まちづくりに関する情報発信や市民参画の機会の創出により，市民の自主的な取組を促進し，市民生活の基礎となる地域コミュニティの活性化を図ります。

新しい生活様式に対応しつつ，市民同士のふれあいや交流の機会を増やすとともに，市民がまちづくりに参画することで，美しい景観の形成，花と緑によるまちの彩り，災害時の助け合いなどの取組を進め，安心して住み続けられる住みよいまちづくりを進めます。

2 都市構造

(1) 基本的な考え方

本市の現在の都市構造は、山から海まで続く地形の上に、鉄道駅周辺や幹線道路沿道を中心とする交通利便性の高い地区に都市の拠点的な機能が整備されており、これらを鉄道や道路でネットワークする形で形成されています。これまで築いてきた都市構造を継承するとともに、市全体の更なる発展や市民生活の質の向上を図るため、目指す都市構造を次のように考えます。

- ◎基本的な都市構造は、主要な都市機能や生活機能を担う「都市拠点」、周辺都市との広域的な交流や市内の円滑な移動を支える「都市軸」、海・山の自然を活かし・共生する「自然風景ゾーン」により構成します。
- ◎これらを補完する「生活・交流拠点」を適切に配置するとともに、緑豊かな街路樹や河川等によって都市全体を結び付けます。

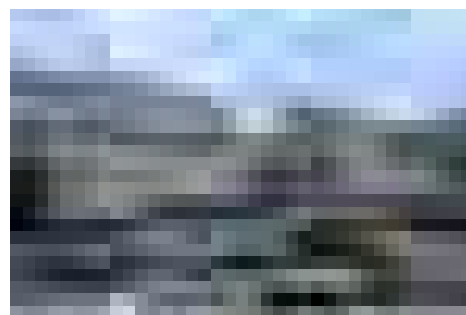
(2) 都市構造

都市拠点

■ 中心核

商業・業務機能が集積し、阪神間及び本市の主要な広域交流の玄関口である JR 芦屋駅周辺地区を「中心核」に位置付けます。

市街地再開発事業による土地の高度利用や交通結節機能の強化、既存の都市機能の維持・充実、商業地としてのにぎわいの創出等により、本市の顔にふさわしい魅力的な都市空間の形成を図ります。



■ 地域核

阪神芦屋駅周辺、阪神打出駅周辺、阪急芦屋川駅周辺、シーサイドセンター周辺（芦屋浜地域）、センター地区（南芦屋浜地域）、岩園橋周辺（山手地域）を「地域核」に位置付けます。

既存の交通、商業、医療、福祉機能等の集積を活かし、地域特性に応じた市民生活の拠点としての機能の維持や誘導を図ります。

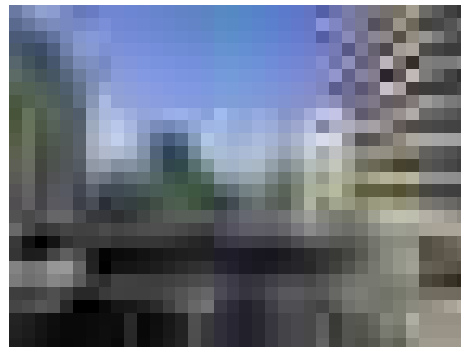


都市軸

■ 広域交流軸

本市を東西に横断する国道2号及び国道43号、阪神高速3号神戸線及び阪神高速5号湾岸線などの広域幹線道路やJR東海道本線などの鉄道を、阪神間はもとより全国をネットワークする「広域交流軸」に位置付けます。

交流軸としての役割を尊重するとともに、住環境への配慮について関係機関と連携を図ります。



■ 中央都市軸

市街地の中央を南北に通る、「中心核」と「緑の拠点」を結ぶ芦屋中央線を「中央都市軸」に位置付けます。

街路樹や水辺が連続する潤いのある道路を適切に維持管理するとともに、良好な沿道景観を保全しながら、快適な道路空間の形成を図ります。



■ 地域環状軸

市街地の外郭を構成する芦屋山麓線、稻荷山線、打出浜線、芦屋川左岸線等の主要な幹線道路を「地域環状軸」に位置付けます。

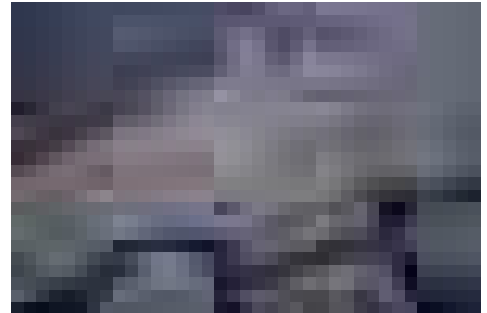
市内の円滑な交通処理や地域間交流を担うとともに、災害時における防災機能を発揮するため、ネットワーク化を図ります。



■ 環境軸

北部の山地から山麓，平坦な市街地，浜の埋立地，海へとつながる地形は，本市の都市環境の大きな特徴です。また，芦屋川や宮川などの河川，街路樹のある道路空間がネットワークで繋がり，連続的な都市空間を形成しています。

本市全体を一つの「環境軸」に位置付け，水や緑，景観，眺望，風の流れにいたるまで，あらゆる環境が繋がる都市づくりを進めます。

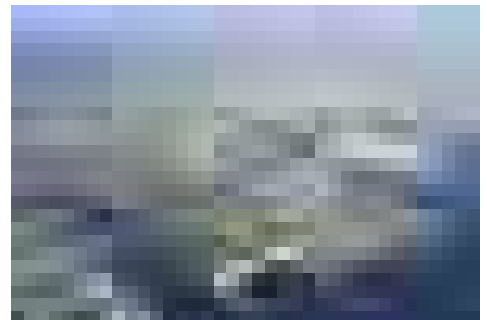


自然風景ゾーン

■ 海浜ゾーン

芦屋川河口や芦屋キャナルパーク，海浜公園，南芦屋浜地域のマリーナ，潮芦屋ビーチ等は，都市部に近接する貴重な海辺環境として「海浜ゾーン」に位置付けます。

海洋レクリエーション機能の活用や周辺住宅地と調和した都市景観を形成することにより，海浜空間の魅力向上を図ります。



■ 自然共生ゾーン

奥池地区は，現況の地形と自然資源を最大限に尊重するとともに，豊かな自然と調和した住環境を保全し，人と自然の新たな共生のあり方を提示する「自然共生ゾーン」に位置付けます。

暮らしの中で自然を感じられる，緑豊かな住環境の保全を図ります。



生活・交流拠点

■ 緑の拠点

芦屋市総合公園や芦屋中央公園などの緑豊かな憩いの場となる公園を「緑の拠点」に位置付けます。

市民全体の健康増進やスポーツ振興、レクリエーション活動の場として、また、災害時における避難場所や災害復旧活動の拠点などとして、公園機能の維持・充実を図ります。



■ 文化拠点

図書館や美術博物館、谷崎潤一郎記念館等の文化施設が集積する地区を「文化拠点」に位置付けます。

本市独自の芸術・文化の継承や振興の中心的な役割を果たすとともに、隣接する芦屋中央公園と連携し、本市の文化に親しみ、憩える場としての環境の形成を目指します。また、施設を適切に管理していくとともに、今後を見据えた適正な配置についても検討していきます。



■ 防災・医療拠点

災害時に全市的な防災活動の中心となる市役所及び消防本部、また、本市の中核病院となる市立芦屋病院を「防災・医療拠点」に位置付けます。

関係機関と連携して、災害時にも備えた防災・医療機能の維持・充実や、緊急車両が円滑にアクセスできる環境の整備を図ります。





图 都市構造図

3 まちづくりの整備方針

- ・まちづくりの整備方針は、前マスタープランで定めた土地利用や都市施設等の分野ごとの方針を継承しつつ、本市の現況やこれまでの取組、市民アンケート、全国的な潮流等を踏まえた改定の視点に基づいて、全体的な見直しを行っています。

◆土地利用方針

【 基本的な考え方 】

人口減少や少子高齢化の進展により、将来的に市街地の低密度化、生活機能や地域活力の低下などが懸念されることから、今後の土地利用に当たっては、良好な住環境や生活利便性の維持・充実を図り、持続可能で暮らしやすい都市づくりを目指します。

これらの背景を踏まえ、市街地については、現在の市街化区域（面積約969ha）から拡大を図らないものとします。

(1) 土地利用方針

住居系

良好な住宅地の保全及び形成を図るため、用途の制限、「地区計画」や条例等の運用により、地域特性に応じた都市づくりを促します。

住宅と住宅以外（店舗、事務所、公共施設、病院等）の用途が混在している地域では、多様な生活サービス施設の立地を許容しつつ、既存の良好な住環境との調和に努めます。

土砂災害特別警戒区域などの自然災害の発生のおそれのある区域については、市街化の抑制について検討を行います。

商業系

JR 芦屋駅周辺では、本市の玄関口としてふさわしい市街地を形成するため、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ります。

また、鉄道駅周辺をはじめとする既存商業集積地の活性化を図ります。

自然系

市街化調整区域では、緑豊かな自然環境の保全を図るため、引き続き開発行為を抑制します。

また、奥池地区の住宅地では、「地区計画」に基づく住居系の土地利用方針の下、現在の自然豊かな住環境を保全します。

(2) 用途別土地利用の体系・方針

土地利用の用途		土地利用の方針
住居系	低層住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・「住みよいまちづくり条例」や「地区計画」, 「建築協定」などによる宅地の細分化の抑制など, ゆとりある良好な住宅地の保全を図ります。 ・山手地域や芦屋川沿い, 芦屋浜地域, 南芦屋浜地域の特徴ある低層住宅地は, 「景観地区」や「風致地区」, 「緑の保全地区」及び「建築協定」や「地区計画」などによって良好な住環境の保全を図ります。
	中低層住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・既に中低層住宅地として良好な住宅地が形成されている地区は, 「住みよいまちづくり条例」や「地区計画」等により住環境の保全を図ります。 ・阪急神戸線から防潮堤線までの市街地部分は, 低層の住宅を主体としながら中層住宅を許容し, 「地区計画」等により住環境の保全及び中層住宅との共存を図ります。 ・幹線道路沿いは, 中層住宅や商業施設の立地を許容し, 交通利便性を活かした沿道利用を図ります。 ・住宅と店舗等が共存する岩園橋周辺地区は, 周囲の住宅地と調和を図りつつ, 地域核としての生活機能の維持や誘導を図ります。
	中高層住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・中高層住宅地は, 周辺の低層・中低層住宅地の住環境や景観との調和を図ります。 ・国道2号, 国道43号をはじめとする主要な幹線道路沿いは, 住居系用途を中心としながらも, 幹線道路沿道の高い利便性を活かして, 商業施設などの立地を許容しつつ, 「地区計画」等の運用などにより隣接した住宅地との調和を図ります。
商業系	商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・JR芦屋駅周辺は, 本市の中心核にふさわしい商業地を形成するため, 土地の有効利用と利便性の向上を図ります。 ・JR芦屋駅南地区は, 市街地再開発事業を推進します。 ・阪急芦屋川駅などの鉄道駅周辺地区や芦屋浜地域のシーサイドセンター, 南芦屋浜地域のセンター地区は, 地域核としての生活機能の維持や誘導を図ります。
自然系	森林地域	<ul style="list-style-type: none"> ・本市北部の山地は, 自然環境の保全を図るため, 「瀬戸内海国立公園六甲地域」や「近郊緑地保全区域」等の指定により引き続き開発行為を抑制します。 ・奥池地区の既に開発造成された住宅地は, 住居系の土地利用方針の下, 「地区計画」等に基づき, 緑豊かな住環境の保全を図ります。



図 土地利用方針図

◆交通環境・都市施設等の整備方針

【 基本的な考え方 】

人口減少や少子高齢化の進展，自動走行車両等の次世代モビリティの普及など，今後の社会情勢の変化を見据えながら，交通環境の整備・充実を図ります。

公共交通は，持続可能な交通ネットワークの構築や MaaS などの ICT の活用により，交通機能の維持や利便性の向上，利用促進を図ります。

交通の円滑化や安全性・防災性の向上等を図るため，市街地における道路ネットワークの形成・充実を図ります。

道路や上下水道，公園などの都市基盤施設は，適切な維持管理，計画的な更新等を進め，都市の安全性や防災性の向上等を図ります。

公共施設は，統廃合や複合化による施設の総量縮減と官民にとらわれない施設の効率的な運営を図ります。

(1) 公共交通の整備方針

鉄道

交通事業者や関係機関との協議・連携により，鉄道の安全な運行の確保を図ります。

また，駅舎及び駅周辺のユニバーサルデザイン化など，誰もが利用しやすい交通環境づくりを進めます。

バス

交通結節機能の強化と合わせた，バス路線の再編による持続可能なバスネットワークの構築や，バスロケーションシステムの拡充など，関係機関と協議・連携しながらバスの利便性向上を図ります。また，高齢者や車いす利用者などが乗降しやすいノンステップバスの導入を進めます。

駅やバス停の徒歩圏から離れた公共交通の空白地域では，地域に適する交通のあり方について，地元機運の高まりに応じ，地域住民とともに検討を行います。

(2) 交通結節点の整備方針

JR 芦屋駅南地区は、本市の南玄関口にふさわしい土地の高度利用や、安全で円滑な通行の確保等による魅力あるまちづくりの完成に向けて市街地再開発事業を推進します。

その他の鉄道駅周辺は、利用実態や交通課題等を踏まえ、周辺まちづくりを含めた交通結節機能の向上などの検討を進めます。

路上駐停車の多い駅周辺を中心に、既存駐車施設の有効活用、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく一定規模以上の商業ビル等に対する附置義務駐車場の設置、違法駐車取締りなどを、関係機関と連携して取り組み、交通の円滑化を図ります。

自転車駐車場は、利用状況に応じ駐車台数の確保に努めます。

(3) 道路の整備方針

都市高速道路

阪神高速3号神戸線及び阪神高速5号湾岸線は、広域流通を支える交通の主軸として、大型車両の通行を受け持つとともに、広域幹線道路における通過交通量の軽減を促します。

広域幹線道路

本市を横断する国道2号及び国道43号は、阪神間のみならず全国を結ぶ国土軸であり、災害時の主要な救援・避難ルートとなることから「広域幹線道路」に位置付けます。また、国道43号については、広域防災帯の整備に継続して取り組みます。

地域幹線道路・地区幹線道路等

市内交通の基幹となる道路を「地域幹線道路」に位置付けます。また、市民の生活を支え、地域幹線道路にアクセスするための道路を「地区幹線道路」に位置付けます。

交通の円滑化、防災性の向上等を図るため、無電柱化の整備を進めるとともに、都市計画道路の優先整備路線や、鉄道との立体交差化などの検討を進めます。また、必要に応じて都市計画道路の見直しも行います。

すべての歩行者や自転車にやさしく快適な空間を提供するため、歩道空間の確保や安全な自転車利用環境の整備、ユニバーサルデザイン化、街路樹の適切な維持管理を図ります。

芦屋川沿岸では、潤いのある河川空間を活かして、歩行者が川辺の散策を楽しむことができる快適な道路空間の形成を図るとともに、安全性・円滑性などの観点を踏まえ、一方通行化を検討します。

橋梁は、安全性の確保と適切な維持管理を行うため、定期的に点検し、必要に応じて修繕や架け替えを進め、合わせて集約化・代替措置の検討を行います。また、道路の維持管理は、市民と協働した取組を進めるとともに、民間活力の活用を検討します。

(4) その他都市施設等の整備方針

公園・緑地

誰もが安心して利用でき、市民の交流の場となるよう、ユニバーサルデザインへの対応を図るとともに、老朽化に伴う改修時には、「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園・緑地ごとの特性に応じた施設の更新を進めます。また、効率的な公園・緑地の維持管理を図るため、民間活力の活用を検討します。

芦屋市霊園は、市民の憩いの公園墓地として適切な維持管理を図るとともに、修景に配慮し、老朽化した施設の改築や更新、安全対策を行うなど、市民が安心して利用できるよう再整備に取り組みます。

下水道

「下水道ストックマネジメント計画」等に基づき、下水道施設の延命化及び耐震化、適切な維持管理を図り、効果的かつ効率的な更新を行います。

雨水・汚水を円滑に排除し、浸水被害の防止を図るとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質改善に資するよう、高度処理や合流改善に向けた取組を進めます。

水道

安全・安心な水を安定して供給できるよう、老朽化した管路や施設等の改修・更新，配水池等の耐震化に取り組み，災害に強い水道施設の整備を進めます。

また，水道施設の適切な点検・維持修繕の実施による長寿命化と，水需要に応じた管口径や施設能力の適正化を検討します。

河川

市民の憩いの場となるよう，良好な景観や自然環境に配慮した適切な維持管理を図るとともに，バリアフリー化について関係機関と協議を進めます。

生活環境衛生関連

ごみ焼却施設や資源化施設は，安定的な運用に向けて，適切な維持管理及び施設整備に取り組みます。パイプライン施設は，関係者との協議を重ね，パイプライン収集に替わる具体的な代替収集方法の検討を進めるとともに，「廃棄物運搬用パイプライン施設の運用期間を定める条例」に基づき延命化を図ります。

公共施設等の更新及び維持管理

公共施設は，更新時期，規模，場所，用途，利用実態等を勘案し，エリアマネジメントの視点をもって統廃合による再配置を進めるとともに，官民にとらわれない施設の効率的な運営を進めます。

また，公共施設や大規模住宅等においては，「福祉のまちづくり条例」等に基づきユニバーサルデザイン化を図ります。



图 道路交通体系图

◆自然環境・都市環境の保全・形成方針

【 基本的な考え方 】

本市の特徴でもある、六甲山系の山、芦屋川や宮川などの川、大阪湾の海など、豊かな自然環境の保全を図ります。また、地域の特性に応じた適正な規制・誘導や市民との協働による緑化を図り、良好な住環境を保全・形成し、自然を身近に感じられる快適なまちづくりを目指します。

また、環境にやさしい生活を実現するために、車に依存しない移動や省エネルギーの促進等、クールチョイスの取組を推進し、環境を大切にする生活文化を育成します。

(1) 自然環境の保全・形成

自然環境の保全

本市北部に広がる六甲山系に属する山地は、瀬戸内海国立公園にも指定されていることから、この地域における開発行為を引き続き抑制し、豊かな自然環境を恒久的に保全します。

芦屋川及び宮川の両河川や、仲ノ池などは、適切な維持管理により、本市の貴重な水辺環境の保全を図ります。

市街地内の農地（生産緑地等）については、営農者の協力の下で保全を図ります。

海浜環境の保全

芦屋川河口や芦屋キャナルパーク、マリーナ、潮芦屋ビーチ（人工海浜）等は、海を感じられる市民の憩いの場となっていることから、海浜環境の保全を図ります。

水と緑の軸の保全・形成

山と海を結び、市街地に潤いを与える芦屋川や宮川、緑道は、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観形成にも資する「水と緑の軸」に位置付けます。また、それらを格子状につなぐ街路樹や公園、民有地の緑等により、市全体として身近に自然に触れる環境を創出します。

市民と協働した緑化の取り組み

市街地の緑の保全と都市景観の向上を図るため、「風致地区」や「緑の保全地区」、「地区計画」の運用など、市民・事業者の協力・協働により、緑化を図ります。また、公共公益施設においては、敷地内の緑の保全及び緑化の推進を図ります。

市民や緑化活動団体の緑化に対する助成制度の活用促進、活動の継続や活性化に向けた支援、市民との協働によるオープンガーデンなどの取組により、市民や事業者が緑化活動に参加しやすい環境を整えます。

街路樹、公園・緑地等の維持管理において、市民との協働を図るとともに、民間活力の活用を検討します。

(2) 環境負荷の低減

公共施設や住宅においては、積極的な省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入など、温室効果ガスの削減に配慮した省エネルギーの推進を図ります。

騒音などの自動車公害などの対策について、引き続き関係機関との連携や調整を図ります。

環境にも配慮した交通施策を進めるため、公共交通機関の利用促進、次世代自動車の導入促進等を図ります。

環境にやさしい水循環システムを構築するため、宅地内の雨水浸透柵や雨水貯留施設、歩道における透水性舗装などの普及及び推進を図ります。

(3) 良質な住まい環境づくり

空き家の増加による衛生面などの低下や景観、防災性への影響が懸念されることから、現状の実態を把握し、今後の取組を検討していきます。

また、良質な住宅ストックの維持、活用への誘導を図るため、住宅相談窓口などを実施するとともに、マンションについては、マンションセミナーを開催し、管理組合などとの関わりを深めていきます。



図 自然環境・都市環境の方針図

◆都市景観の保全・形成方針

【 基本的な考え方 】

本市の景観は、六甲山の山並みと大阪湾の海の広がり市街地景観の背景となっており、これらの自然景観が景観構造の基本となっています。

芦屋らしいゆとりと風格のある市街地景観を保全・形成するため、市民の参画と協働の下、様々な景観誘導施策を実施してきました。

今後も、これまで築き上げてきた良好な景観を継承するとともに、さらなる発展を目指します。

(1) 自然景観の保全・形成

山の景観（六甲山）

六甲山系は、豊かな自然を守るため、「市街化調整区域」、「風致地区」、「近郊緑地保全区域」、「国立公園」、「保安林」といった区域の指定によって開発行為の抑制が図られており、引き続き、良好な景観を保全していきます。

川の景観（芦屋川・宮川）

芦屋川及び宮川は、山と海をつなぐ水と緑の軸であることから、見通しの良い景観回廊として市民に親しまれる景観形成を図ります。特に、本市の都市景観を代表する芦屋川は特徴ある景観の保全・形成のため、「芦屋川特別景観地区」に基づく規制・誘導や沿岸の無電柱化の整備を進めます。

海の景観（大阪湾）

大阪湾に面する特性を活かした海洋レクリエーション施設や地域資源、公園・緑地などの水と緑の組み合わせにより、海と市街地との繋がりを高めます。また、無電柱化や「地区計画」等の運用により街並みの連続性の創出を図ることで、開放感のある良好な景観を保全・形成していきます。

(2) 市街地景観の保全・形成

道路・緑道の景観

道路や緑道においては、街路樹の計画的な更新と適切な維持管理により、連続する緑の良好な景観の保全・形成を図ります。

無電柱化の整備を進め、良好な道路景観の形成を図ります。

また、転落防止柵などの道路施設においても設置や改修する際は、周辺景観に調和するよう配慮します。

公園・緑地の景観

公園・緑地は、樹木等の計画的な更新と適切な維持管理により、市街地におけるまとまりのある緑の保全と質の向上を図ります。また、市民との協働による公園の維持管理や保護樹の保全などにより、良好な景観形成を図ります。

建築物等の景観

戸建て住宅や共同住宅、店舗など、様々な用途の建築物において、「景観計画」及び「景観地区」、「屋外広告物条例」などに基づいた規制・誘導を図るとともに、「建築協定」や「地区計画」などの制度を運用しつつ、市民との協働により、地域の特性に応じた景観形成の取り組みを進めます。また、地域の景観要素となっている建築物等については、「景観重要建造物」の指定等により、保全・活用を図ります。

本市に残る貴重な史跡や優れた歴史的建造物などは、文化財指定・登録等により保存・活用を図ります。

周辺環境と調和したにぎわいの景観

JR 芦屋駅南地区の市街地再開発事業では、本市の中心核にふさわしい商業地として、にぎわいの創出を図ります。

JR 芦屋駅から阪神芦屋駅にかけての商業地周辺とヨドコウ迎賓館に至る芦屋川沿岸では、旧宮塚町住宅などの文化財などの地域資源を活かし、地域の活性化を図るとともに、居心地の良く歩きたくなる空間づくりなど、景観的にも魅力ある都市空間を創出します。



図 都市景観方針図

◆都市防災の方針

【 基本的な考え方 】

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、想定外と言われた地震と津波により甚大な被害が発生しました。また、近年では勢力の大きい台風や豪雨により、土砂災害や水害等の被害が全国各地で起きています。

これまでの大規模災害の教訓や近年の災害発生状況を踏まえ、災害時の被害を未然に防ぐ「防災」や最小化する「減災」の考え方を基本に、「地域防災計画」や「強靱化計画」に基づき、無電柱化など都市の防災構造の強化に資するハード面の整備とともに、市民の防災意識の向上や自主的な防災活動の促進といった地域防災力の向上などのソフト面の対策を進めます。

(1) 防災系緑地の形成

山地の防災対策

北部の山地は、ほぼ全域が砂防指定区域及び保安林に指定されていることから、防災系緑地として保全を図ります。また、土砂災害の発生を未然に防止するために、治山、砂防対策を講じるよう関係機関と協議して進めます。

公園・緑地の防災機能確保

緊急時の避難場所となり、火災時の延焼防止機能を有する公園・緑地については、適切な維持管理やオープンスペースの確保を図ります。

防災緑地軸の保全・形成

災害時に安全な避難行動がとれるよう、防災機能を有する公園・緑地や緑道と広域避難場所を有機的に繋ぐ防災緑地軸を保全・形成します。

(2) 防災活動路線の整備

緊急輸送道路

広域交流軸である山手幹線，国道2号，国道43号，阪神高速3号神戸線及び阪神高速5号湾岸線，県道東灘芦屋線，県道芦屋鳴尾浜線を，「緊急輸送道路」に位置付け，災害時の救援物資の輸送などに重要な役割を果たすため，無電柱化等による防災機能の向上など，関係機関と協議を図ります。

防災重要路線・防災路線

市街地の外郭を構成する芦屋山麓線，稻荷山線及び打出浜線などの路線は，「防災重要路線」に位置付けるとともに，格子状の道路網を形成し，防災重要路線を補完する道路を「防災路線」に位置付けます。

円滑な物資の輸送や安全な避難ルートとして，未整備区間については整備に向けた取組を進めるとともに，既存の道路については適切な維持管理を行うことにより，道路の安全性や防災性の向上を図ります。また，無電柱化の整備を進め，防災機能の向上を図ります。

(3) 防災活動拠点の機能向上

防災中枢拠点

災害時に全市的な防災活動の中心となる市役所及び消防本部を「防災中枢拠点」に位置付け，迅速な災害対応に資する環境整備や必要な設備の適切な維持管理を図ります。

地域防災拠点・地区防災拠点

「地域防災計画」に基づき指定された小中学校を「地域防災拠点」，地区集会所や公園等を「地区防災拠点」に位置付け，防災設備の設置や防災用資機材・備蓄の確保など，防災拠点として機能向上，拡充を図ります。また，災害時の飲料用耐震性貯水槽の配置箇所や防災訓練等の周知を図ります。

救護拠点

「地域防災計画」に基づく災害対応病院である市立芦屋病院，南芦屋浜病院，芦屋セントマリア病院を，「救護拠点」に位置付け，災害時における医療機能の維持を図ります。

救援物資集積拠点

南芦屋浜地域のマリーナの東側の整備された耐震護岸は，海からの物資輸送に対応できる「救援物資集積拠点」に位置付けます。

(4) 災害に強いまちづくりの推進

安全な都市基盤等の整備

道路，公園，上下水道の都市基盤施設について定期的な点検を行うとともに，優先度に応じた修繕，更新を実施するなど，計画的・効率的に老朽化対策を推進します。

民間住宅の耐震化については，「耐震改修促進計画」に基づき，耐震診断及び耐震改修を促進します。

また，無電柱化により，平常時の消火・救助活動を円滑にし，災害時に電柱の倒壊による道路閉鎖を防ぐとともに，電気や通信などのライフラインの安定供給を確保します。

地域防災力の向上・情報の周知

災害に迅速に対応するため，地域の防災士，自主防災組織へ防災訓練や，「地区防災計画」の策定などの支援を行い，市民の自主的な防災活動を促進します。

また，災害時の避難路・避難場所等に関する防災マップなどの充実を図り，迅速で安全な避難行動のために必要な情報の周知及び避難体制の確立を図ります。

南海トラフ地震等の防災・減災対策については，関係機関と連携して検討を進め，関連情報を市民に積極的に提供します。



图 都市防災方針图



第3章

地域別構想

- 1 地域区分と地域別構想の考え方
- 2 北部地域
- 3 山手地域
- 4 中央地域
- 5 芦屋浜地域
- 6 南芦屋浜地域

1 地域区分と地域別構想の考え方

(1) 地域区分の考え方

地域区分の考え方としては、地域毎に特色あるまとまりとなるよう、「南北に細長い地理的形状」、「鉄道や道路などの地形地物」、「市街地拡大の経緯」などに着目して、次の5つの地域を設定しました。



図 地域区分図

(2) 地域別構想の考え方

地域別構想は、全体構想で示したまちづくりの理念・目標、都市構造、まちづくりの整備方針と整合しつつ、地域の現況・課題を踏まえながら、地域特性に応じたまちづくりを進めるための方針や方向性を示したものです。

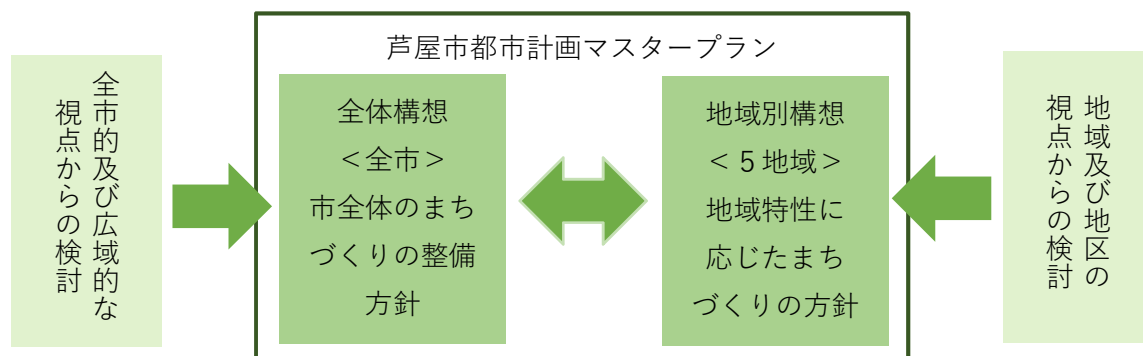


図 全体構想と地域別構想の関係

2 北部地域

(1) 現況と課題

■ 現 況

- ・北部地域は、本市の約北半分を占める六甲山系によって構成され、全域が「市街化調整区域」であるとともに、「風致地区」や「近郊緑地保全区域」、「特別緑地保全地区」、「瀬戸内海国立公園六甲地域」の指定を受け、豊かな自然環境が保全されています。
- ・奥池地区には、豊かな自然環境と共生する緑豊かで成熟した一団の住宅地が形成されています。
- ・雄大な自然に親しむことができる登山道やハイキングコースは、レクリエーションや憩い・癒しの場となっており、山頂などからは市街地の街並みや大阪湾を望むことができます。
- ・奥池や奥山貯水池は、数多くの野鳥や植物の生息・生育地となっているとともに、隣接する奥池園地と合わせて市民や来訪者の憩いの場などとして利用されています。
- ・道路網は、地域幹線道路に位置付けられる県道奥山精道線及び芦有ドライブウェイが地域の中央を南北に縦貫しています。

■ 課 題

- ・六甲山系の森林を、景観や防災、自然環境や生物多様性の保全、レクリエーションなど、多面的な視点から総合的に保全・育成していく必要があります。
- ・急峻な傾斜地では関係機関と連携して土砂災害に対する安全性を高める必要があります。
- ・奥池地区では、引き続き良好な住環境を保全し、住宅地の魅力を維持・継承していく必要があります。
- ・城山、会下山遺跡、高座の滝、奥池などの貴重な自然や歴史的資源については、自然環境の保全を前提としつつ、自然観察やレクリエーション、交流の場などとして、活用を図る必要があります。

(2) まちづくりの方針

1) 自然と調和した緑豊かな住環境の保全・形成

・北部地域を形成する六甲山系の自然を恒久的に保全するとともに、緑豊かな自然環境の中で育まれてきた住宅地の保全・形成を図ります。

2) 暮らしやすさを支える移動性と安全性の確保

・土砂災害などに対する安全対策を進めるとともに、日常的な移動や地域内外との交流・連携を図る上で重要な交通機能の確保に努めます。

3) 豊かな自然など地域資源を活かしたまちづくり

・豊かな自然など地域資源を活かし、地域内を快適に回遊できる環境づくりに努めます。

1) 自然と調和した緑豊かな住環境の保全・形成

①自然環境の保全と調和

- ・六甲山系の山々で構成される北部地域は、市街化調整区域に定められており、各種法令に基づく規制・誘導を適正に運用し、自然環境の保全を図ります。
- ・電柱や柵、擁壁などの工作物については、色彩やデザインに配慮するなど、関係機関と連携して良好な自然景観との調和を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

土地利用_自然系

自然・都市環境_(1)自然環境の保全・形成

都市景観_(1)自然景観の保全・形成

②緑豊かな住宅地の保全・形成

- ・自然環境の中で育まれてきた奥池地区の住宅地は、「瀬戸内海国立公園」、「風致地区」、「地区計画」等を運用し、市民との協働により、緑豊かで成熟した住環境の保全・形成を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

土地利用_自然系

都市景観_(1)自然景観の保全・形成

2) 暮らしやすさを支える移動性と安全性の確保

① 地域内外の連携を促す交通機能の維持

- ・市街地地域や有馬方面と繋がる県道奥山精道線及び芦有ドライブウェイは、避難活動や物資輸送などの防災面でも重要な路線であるため、関係機関と連携して道路の適切な維持管理に努めます。
- ・高齢化の進展に伴い日常的な移動が不便になる人の増加が想定されるため、関係事業者と連携して公共交通の運行を維持し、移動利便性の確保に努めます。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

交通・都市施設等_(1)公共交通の整備方針

交通・都市施設等_(3)道路の整備方針

都市防災_(2)防災活動路線の整備

② 地域の防災性の向上

- ・土砂災害の防止を図るため、治山・砂防対策を講じるよう関係機関と協議して進めるとともに、対策事業などに伴う植生の復旧に際しては、水源涵養機能の維持とともに、自然景観や生態系に配慮した豊かな自然環境の保全にも努めます。
- ・地震や大雨などによる土砂災害や交通の寸断等に備え、迅速な情報伝達手段の確保や避難誘導體制の確立など、地域防災力の向上を図るとともに、防災活動拠点の機能の維持・充実や民間施設との協力体制の確立に努めます。
- ・森林火災を防止するため、入山者に対するマナー遵守の啓発に努めます。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

都市防災_(1)防災系緑地の形成

都市防災_(3)防災活動拠点の機能向上

3) 豊かな自然など地域資源を活かしたまちづくり

① 地域資源の保全・活用

- ・芦屋川上流や奥池周辺、会下山遺跡や高座の滝などでは、貴重な植生や歴史を活かした自然観察や環境学習、散策、交流などの場となる地域資源の保全・活用を図ります。
- ・東おたふく山やごろごろ岳などでは、ハイキング道における緊急通報プレート付道標の維持管理などの環境整備に努めます。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

自然・都市環境_(1)自然環境の保全・形成

②自然に親しみ回遊できる環境づくり

- ・奥池や赤池緑地などの水辺に触れる環境を街路樹の緑でネットワークし，緑豊かな自然に親しみながら回遊できる環境づくりに努めます。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

自然・都市環境_① 自然環境の保全・形成



図 北部地域のまちづくり方針図

3 山手地域

(1) 現況と課題

■ 現 況

- ・山手地域は、阪急神戸線以北の山の手にあり、六甲山系の山裾に良好な住宅地が形成されています。中でも六麓荘は、芦屋のイメージを代表する風格のある住宅地の一つです。
- ・朝日ヶ丘遺跡や八十塚古墳群などの遺跡、芦屋神社や岩園天神社などの社寺、近代建築を象徴するヨドコウ迎賓館のほか、路地や水路など往時の面影を残す街並みも見られます。
- ・住宅地を中心に大学や病院などの公共公益施設が多く立地する中で、芦屋川や宮川、農地などの貴重な自然を市街地内に有しています。
- ・道路網は、都市計画道路である芦屋川左岸線や宮川線、朝日ヶ丘線、芦屋山麓線、山手線が幹線道路となっていますが、未整備区間が残るほか、山裾に位置することから傾斜地が多く、また、狭あいな道路も見られます。
- ・阪急芦屋川駅に隣接する芦屋川右岸線は、駅への送迎車と通過車両等との輻輳が見られます。また、駅やバス停の徒歩圏から離れた公共交通の空白地域が見られます。

■ 課 題

- ・低層や中低層の住宅を基本とする良好な住環境を保全していくとともに、阪急芦屋川駅周辺や幹線道路沿道では生活機能の維持・誘導を図る必要があります。
- ・緑豊かで風格ある住宅地景観が形成されており、引き続き、住環境や景観の保全に取り組んでいく必要があります。
- ・急峻な傾斜地では関係機関と連携して土砂災害に対する安全性を高める必要があります。
- ・傾斜地の特性を踏まえながらも、安全・安心な道路空間の確保とともに、公共交通網の維持・充実や、これにも資する道路の整備に取り組む必要があります。
- ・特に山手線については、狭あいな道路が残る市街地の改善や阪急芦屋川駅の交通結節機能の向上と合わせた整備を検討する必要があります。

(2) まちづくりの方針

1) 安全・快適な住環境と地域核の形成

・六甲山系に近接する豊かな自然環境の下で、良好な住環境や風格ある住宅地を保全・形成しながら、生活機能の維持・誘導や安全性の向上を図ります。

2) 歴史や文化に触れる環境の保全・創出

・地域固有の歴史・文化的資源を保全するとともに、地域資源を活用したまちづくりにより、にぎわいや地域活力の創出を図ります。

3) 防災性の向上や交流・連携を促進する交通ネットワークの形成

・山手地域の地形的条件に配慮しつつ、交通の円滑化、防災性を高める交通ネットワークを形成し、移動の安全性・快適性の向上を図ります。

1) 安全・快適な住環境と地域核の形成

①美しい住宅地景観の保全・形成

- ・六麓荘に象徴される芦屋らしいゆとりと風格のある住宅地は、「地区計画」や「風致地区」「緑の保全地区」等を運用し、市民との協働により、緑豊かで美しい住宅地景観の保全・形成を図ります。
- ・また、斜面地に形成された街並みの特性を活かし、擁壁面の緑化などによる重層的な緑の景観形成を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

土地利用_住居系

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成

②暮らしやすさを支える拠点づくり

- ・阪急芦屋川駅周辺では、交通結節機能の向上を図るとともに、市民生活の拠点としての機能の維持や誘導を図ります。
- ・山手線、宮川線などの沿道については、周辺の住宅地と調和を図りつつ、日常生活を支える店舗などの立地を許容し、交通利便性を活かした沿道利用を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

土地利用_住居系

土地利用_商業系

交通・都市施設等_(2)交通結節点の整備方針

③安全安心な住宅地の形成

- ・関係機関と連携して適切な開発指導や土砂災害などの安全対策を進め、防災性の向上を図るとともに、特に土砂災害特別警戒区域等では、開発行為の抑制を図ります。
- ・土砂災害に備えるため、市民への防災情報の発信や意識啓発、防災士や自主防災組織への支援等を行い、地域の特性に応じた地域防災力の向上を図ります。
- ・幅員が狭い道路については、沿道建築物の建替えなどに合わせて道路の拡幅整備を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

土地利用_住居系

都市防災_(1)防災系緑地の形成

都市防災_(4)災害に強いまちづくりの推進

2) 歴史や文化に触れる環境の保全・創出

①地域固有の歴史・文化的資源の継承

- ・国指定の重要文化財で、芦屋川の文化的景観とともに日本遺産の構成文化財に認定されているヨドコウ迎賓館をはじめとする貴重な歴史・文化的資源を、多様な主体との連携の下で適切に維持管理しながら、保全・継承を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成

②歴史・文化的資源を活かしたまちづくり

- ・ハイキングや歴史探訪、散策の場としても利用されている地域固有の歴史・文化的資源の更なる活用を図ります。
- ・特に、ヨドコウ迎賓館から芦屋川沿いにかけての一带では、歴史・文化的資源を活用し、中央地域とも連携した活性化を進め、交流などによるにぎわいの創出を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成

3) 防災性の向上や交流・連携を促進する交通ネットワークの形成

①交通の円滑化や防災性を高める交通ネットワークの形成

- ・交通の安全性や円滑性，防災性の向上等を図るため，山手線の整備及び沿道市街地の面的整備，阪急芦屋川駅の交通結節機能の向上等に向けた調査・研究や，芦屋川沿岸における一方通行化の検討を進めます。
- ・駅やバス停の徒歩圏から離れた公共交通の空白地域では，既存の公共交通等を補完する施策について，地元機運の高まりに応じ，地域住民とともに検討します。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

交通・都市施設等_(1)公共交通の整備方針

交通・都市施設等_(2)交通結節点の整備方針

交通・都市施設等_(3)道路の整備方針

②人にやさしい快適な道路空間づくり

- ・地域の特性を踏まえながらも安全・快適に散策や健康づくりを楽しむことができるよう，利用しやすく人にやさしい歩行者空間や，街路樹の適切な維持管理・更新による潤いのある快適な道路空間の整備に努めます。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

交通・都市施設等_(3)道路の整備方針

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成

③地域内を回遊できるネットワークづくり

- ・学校や病院等の公共公益施設や，公園・緑地，歴史・文化的資源などを，街路樹や河川沿岸などの潤いある道路空間でネットワークすることで，地域内の回遊性の向上を目指します。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

自然・都市環境_(1)自然環境の保全・形成

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成



図 山手地域のまちづくり方針図

4 中央地域

(1) 現況と課題

■ 現 況

- ・中央地域は、国道2号や国道43号などの広域的な幹線道路が横断するとともに、JR、阪神、阪急の各鉄道駅が設置された交通利便性の高い地域です。
- ・JR芦屋駅を中心に本市の中心市街地が形成され、商業・業務施設などが集積し、本市の活力創出を先導しているとともに、阪神芦屋駅、阪神打出駅、阪急芦屋川駅周辺においても商店街など、商業施設が立地しています。
- ・また、市役所をはじめ、消防署や警察署、市民センター、図書館、美術博物館などの公共公益施設が数多く立地しています。
- ・中心市街地にある中で、街路樹や芦屋川・宮川沿岸の緑、緑地、緑道が整備されているほか、民有地などの緑と合わせて、緑豊かな芦屋を印象付けています。
- ・このほか、国の文化財に登録されている芦屋仏教会館や旧芦屋郵便局電話事務室（芦屋モノリス）、旧芦屋市宮宮塚町住宅などの歴史・文化的資源、芦屋公園のクロマツ林など、昔ながらの風情を感じさせる景色も見られます。

■ 課 題

- ・中央地域は、本市の中心市街地としての都市活力の創出や、潤いや安らぎが感じられる市街地景観の創出など、市民との協働により魅力あるまちづくりを進める必要があります。
- ・特に、芦屋川沿いからJR芦屋駅及び阪神芦屋駅にかけての一带では、既存の商業地と歴史・文化的資源の集積を活かした魅力向上やにぎわいの創出を図る必要があります。
- ・JR芦屋駅南地区の市街地再開発事業を推進するとともに、その他の鉄道駅においても、鉄道や路線バス等の利便性を高めるため交通結節機能の向上を図る必要があります。
- ・都市計画道路の未整備区間における交通の円滑化や防災機能の向上に資する路線の整備に取り組む必要があります。
- ・道路や公園などの公共空間、市役所や駅などの公共公益施設は、バリアフリー化など利用のしやすさに配慮した環境づくりを進める必要があります。
- ・道路や橋梁、上下水道などの都市施設、集会所や文化施設などの公共施設については、老朽化等に対応した適切な維持管理を図る必要があります。

(2) まちづくりの方針

1) 都市の活力とにぎわいを創出するまちづくり

・都市核や地域核に位置付けられる鉄道駅周辺の活性化を図るとともに、歴史・文化、河川などの地域資源を活かし、本市の中心市街地にふさわしい活力とにぎわいの創出を図ります。

2) 安全で快適な都市基盤の形成

・中心市街地における都市活動や人々の往来を支えるため、交通の円滑化や防災性の向上などを図るとともに、人にやさしい安全で快適な都市基盤の形成を図ります。

3) 個性と魅力ある都市空間の形成

・良好な市街地景観や歴史・文化的資源などの保全を図るとともに、河川や公園・緑地、街路樹、民有地の緑などによる、潤いある街並みの保全を図り、個性と魅力ある都市空間の形成を目指します。

1) 都市の活力とにぎわいを創出するまちづくり

①地域特性に応じた都市機能の充実

- ・中心核に位置付けられる JR 芦屋駅周辺では、市街地再開発事業による土地の高度利用や交通結節機能の強化、にぎわいの創出などにより、本市の顔にふさわしい魅力的な都市空間の形成を図ります。
- ・地域核に位置付けられる阪神芦屋駅周辺、阪神打出駅周辺、阪急芦屋川駅周辺においても、交通結節機能の向上や地域の魅力づくりなど、身近な市民生活の拠点としての機能の維持・誘導を図ります。
- ・国道 2 号や国道 43 号、芦屋中央線、稻荷山線、宮川線などの幹線道路では、交通利便性を活かして商業・業務系施設の立地を許容し、地域特性に応じた沿道利用を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

土地利用_住居系

土地利用_商業系

交通・都市施設等_(2)交通結節点の整備方針

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成

②地域資源を活かしたまちづくり

- ・ヨドコウ迎賓館及び芦屋川沿いから JR 芦屋駅及び阪神芦屋駅にかけての一带、また、阪神打出駅の周辺では、商業の集積や歴史・文化的資源を活かしながら回遊性を生み出し、にぎわいや活力のある魅力的な都市空間の創出を図ります。
- ・市民との協働により公園の活用を図ることで、地域のコミュニティづくりとともに、地域特性に応じて周辺の商業地との連携を検討し、にぎわいの創出を図ります。
- ・図書館や美術博物館周辺では、南に隣接する芦屋中央公園と連携し、本市の文化に親しむとともに、憩える場としての環境の形成を目指します。また、施設の老朽化を見据え、適切な維持管理を行うとともに、機能分担を踏まえた適正な配置を検討します。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

交通・都市施設等_(4)都市施設等の整備方針

自然・都市環境_(1)自然環境の保全・形成

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成

2) 安全で快適な都市基盤の形成

①安全で快適な交通ネットワークの形成

- ・交通の安全性や円滑性、防災性の向上等を図るため、稲荷山線の整備、阪神電気鉄道の立体交差、阪急芦屋川駅の交通結節機能の向上について、調査・研究を重ね検討を進めます。
- ・安全で快適な道路空間の確保、景観や防災性の向上を図るため、「無電柱化推進計画」に基づき、芦屋川沿岸や芦屋中央線などの無電柱化を順次進めます。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

交通・都市施設等_(3)道路の整備方針

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成

都市防災_(4)災害に強いまちづくりの推進

②人にやさしい都市空間づくり

- ・徒歩や自転車により、安全・快適に日常的な買い物や散策、健康づくりなどを楽しむことができるよう、利用しやすく人にやさしい道路空間の整備に努めます。
- ・芦屋川沿岸では、潤いのある川辺の散策を楽しむことができる快適な道路空間の形成を図るとともに、交通の安全性・円滑性の観点を踏まえ一方通行化を検討します。
- ・公共施設などにおけるバリアフリー化を推進し、利用性や安全性の向上を図るとともに、特に JR 芦屋駅周辺では、一体的・連続的なバリアフリー化を推進します。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

交通・都市施設等_(3)道路の整備方針

交通・都市施設等_(4)都市施設等の整備方針

自然・都市環境_(1)自然環境の保全・形成

③地域の防災性の向上

- ・高潮や津波、洪水に備えるため、市民への防災情報の発信や意識啓発、防災士や自主防災組織への支援等を行い、地域の特性に応じた地域防災力の向上を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

都市防災_(4)災害に強いまちづくりの推進

3) 個性と魅力ある都市空間の形成

①良好な住環境の保全・形成

- ・「景観計画」や「地区計画」、「風致地区」、「緑の保全地区」等の運用により保全されてきた良好な住環境を、市民との協働により保全・形成していきます。
- ・歴史と風情が感じられる住宅地景観や、金津山古墳、阿保親王塚、旧松山家住宅松濤館（図書館打出分室）等の史跡・旧跡・歴史的建造物などの地域資源を保全し、継承していきます。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

土地利用_住居系

自然・都市環境_(1) 自然環境の保全・形成

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成

②潤いある都市空間の形成

- ・河川や公園・緑地、緑道、街路樹は、都市に潤いをもたらすとともに、美しい市街地景観の構成要素として、適切な維持管理を図ります。
- ・特に芦屋川については、河岸の松や桜の並木と民有地の生垣や樹木及び御影石の石積等が一体となった緑豊かな特徴ある景観、山の緑を背景に河川を軸とした眺望景観を保全・形成します。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

自然・都市環境_(1) 自然環境の保全・形成

都市景観_(1)自然景観の保全・形成

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成



図 中央地域のまちづくり方針図

5 芦屋浜地域

(1) 現況と課題

■現況

- ・芦屋浜地域は、主に住宅用地として造成され、公園・緑地、供給処理施設などの都市施設や、小・中学校などの公共施設のほか、低層の戸建住宅から高層住宅までの様々な住宅が計画的に配置されるなど、昭和54年に入居が始まって以来、良好な住環境を形成してきました。
- ・身近な生活機能として、大規模な商業施設やサブセンターが立地しているとともに、市民の憩いやレクリエーションの場として、芦屋中央公園や海浜公園プール、県立海洋体育館、芦屋チャナルパークなどのスポーツ・レクリエーション施設が数多く整備されています。
- ・幹線道路が計画的に整備されており、主要な公共交通機関は路線バスとなっています。

■課題

- ・芦屋浜地域は、計画的に整備された良好な住環境を形成していますが、開発から約40年以上経過していることから、成熟した住宅地として、建物の老朽化や様々な世帯のニーズの変化等を把握し、課題認識を深めていく必要があります。
- ・芦屋チャナルパークや公園など多様なスポーツ・レクリエーション施設等を有していることから、周辺地域との資源を一体的に活用した交流の促進などにより、地域の活性化を図る必要があります。
- ・開発時に入居した子育て世代をはじめ、住民の高齢化が進んでいることから、シーサイドセンター周辺、その他の既存商業施設では、日常生活を支えるサービス機能の維持や誘導を図る必要があります。
- ・緑豊かな住環境を維持していくため、宮川や街路樹、公園、緑道など、身近な自然や緑を保全していく必要があります。
- ・海に面する地域であるため、関係機関と連携し、高潮や津波に対する安全性を高める必要があります。

(2) まちづくりの方針

1) 次世代へ引き継がれる安全で快適な住環境の形成

・暮らしとともに形成されてきた美しい街並みや良好な住宅地を保全するとともに、災害に対する安全性や地域防災力の向上、生活機能の維持・誘導などにより、安全で快適な住環境の形成を図ります。

2) 地域間の連携や市民の交流を育むまちづくり

・周辺地域を含めた地域資源の一体的な活用や回遊性の向上などにより、地域間の連携や市民交流を促進し、地域の活性化を図ります。

3) 潤いのある都市空間の形成

・芦屋川河口や宮川などの自然環境の保全、公園や緑地などの適切な維持管理、民有地の緑化等により、潤いのある良好な都市空間の形成を図ります。

1) 次世代へ引き継がれる安全で快適な住環境の形成

① 良好な住環境の保全や次世代への継承

- ・計画的に整備されてきた美しい街並みの住宅地は、「地区計画」や「建築協定」を運用し、市民との協働により、良好な住環境の保全・形成を図ります。
- ・高層住宅地では、地域の魅力を高めるための活動を支援し、地域団体や関係機関、民間事業者などとの連携を深め、次世代へ引き継がれていく住宅地の形成を目指します。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

土地利用_住居系

自然・都市環境_(1) 自然環境の保全・形成

都市景観_(2) 市街地景観の保全・形成

② 地域の生活機能の維持・誘導

- ・シーサイドセンター周辺は、地域の活性化や市民生活の拠点としての機能の維持や誘導を図ります。
- ・東部サブセンターや潮見町サブセンターは、地域核を補完する身近な生活機能の維持や誘導を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

土地利用_商業系

③地域の防災性の向上

- ・高潮や津波に備えるため、景観に配慮しつつ護岸整備を進めるとともに、市民への防災情報の発信や意識啓発、防災士や自主防災組織への支援等を行い、地域防災力の向上を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

都市防災_(4)災害に強いまちづくりの推進

2) 地域間の連携や市民の交流を育むまちづくり

①周辺地域との連携の促進

- ・大阪湾に面する芦屋川河口や海浜公園、芦屋キャナルパークなどは、南芦屋浜地域のマリーナや潮芦屋ビーチ（人工海浜）から続く貴重な海洋レクリエーションの場であることから、関係機関と連携した適切な維持管理を図ります。
- ・芦屋中央公園と中央地域の図書館などの文化施設との連携を図り、憩いと文化に親しむ環境の形成を目指します。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

交通・都市施設等_(4)都市施設等の整備方針

自然・都市環境_(1)自然環境の保全・形成

②市民の交流を促す空間づくり

- ・快適な歩行者空間の形成や周辺地域と連携した自転車走行空間のネットワーク強化を図ることで、公園やスポーツ・レクリエーション施設、中央緑道、宮川などの地域資源を一体的に結び付けるとともに、活用により市民の交流を促進し、地域の活性化を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

交通・都市施設等_(3)道路の整備方針

自然・都市環境_(1)自然環境の保全・形成

3) 潤いのある都市空間の形成

①水辺に親しめる環境づくり

- ・宮川の親水護岸や桜並木、芦屋キャナルパークなどの水辺に親しめる環境の保全を図ります。
- ・野鳥の飛来や生息が見られる宮川では、生息環境に配慮し保全を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

自然・都市環境_(1) 自然環境の保全・形成

②緑豊かな住環境の保全・形成

- ・「地区計画」の運用など、市民との協働により民有地の緑化を図るとともに、街路樹や公園、緑道の適切な維持管理を行い、緑豊かな住環境の保全・形成を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

自然・都市環境_(1) 自然環境の保全・形成

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成



図 芦屋浜地域のまちづくり方針図

6 南芦屋浜地域

(1) 現況と課題

■ 現 況

- ・南芦屋浜地域は、平成10年3月に震災復興住宅のまち開きが行われ、兵庫県が策定した「潮芦屋プラン」に基づき、県、市及び民間事業者が協力しつつ、多世代が交流・循環する活力のあるまちづくりを目指して、整備を進めてきました。
- ・住宅地、商業・業務地、公園・緑地などが整備・配置されているとともに、海に面した水辺空間を活かし、マリーナや潮芦屋ビーチ（人工海浜）、芦屋キャナルパークなどの海洋レクリエーション施設が整備されています。
- ・景観に配慮した海に親しむまちづくりを目指し、地域全域を「都市景観条例」に基づく「景観形成地区」に指定しています。また、無電柱化が図られているなど、美しい都市空間が形成されています。
- ・芦屋浜地域とは打出浜線や県道芦屋鳴尾浜線、あゆみ橋（自転車歩行者専用）によって繋がっています。また、阪神高速5号湾岸線が東西に横断し、周辺都市とを結んでいます。

■ 課 題

- ・将来的な人口減少や少子高齢化の進展も見据え、住宅や商業、医療・福祉、レクリエーション等の多様な機能の維持を図りながら、快適で安心して住み続けられる環境づくりに努める必要があります。
- ・路線バスは、地域における主要な公共交通機関となっていることから、利用しやすい交通環境の維持・充実に努める必要があります。
- ・緑豊かでゆとりのある住宅地や街区ごとに統一感のある街並みが形成されていることから、引き続き良好な住宅地景観を保全していく必要があります。
- ・海洋レクリエーション施設や公園・緑地の機能を維持しつつ、それらの連続性を活かし、利用しやすい環境づくりを進める必要があります。
- ・海に面する地域であるため、関係機関と連携し、高潮や津波に対する安全性を高める必要があります。

(2) まちづくりの方針

1) 地域資源を活かした交流や回遊性のある都市空間づくり

・レクリエーション施設等を活かした交流の促進，潤いある水辺空間や地域資源の連続性を活かした回遊性のある都市空間づくりを目指します。

2) 快適で安全・安心に暮らせるまちづくり

・生活機能の維持や誘導，災害に対する安全性や地域防災力の向上などにより，快適で安全・安心な住環境の維持を図ります。

3) 環境にやさしく美しいまちづくり

・ゆとりと潤いのある住環境や統一感のある美しい街並みの保全・形成を図るとともに，創エネ・省エネの導入など環境に配慮した取組を継続します。

1) 地域資源を活かした交流や回遊性のある都市空間づくり

①レクリエーション施設等を活かした市民交流の促進

- ・公園・緑地や，レクリエーション施設，交流センターなどの地域資源を活かし，健康増進や交流などの場として活用を図ります。
- ・計画的に整備された公園・緑地は，市民の憩いの場やまちの魅力を高める公共空間として，民間活力を活かした，適切な維持管理や活性化を図ります。
- ・マリナー，潮芦屋ビーチ（人工海浜），芦屋キャナルパークは，都市部に近接する貴重な海洋レクリエーション環境として，関係機関と連携し，適切な維持管理を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

交通・都市施設等_(4)都市施設等の整備方針

自然・都市環境_(1)自然環境の保全・形成

②地域特性を活かした回遊性のある都市空間づくり

- ・潤いある水辺空間や平坦な地形を活かし，散策やサイクリングなどを楽しめるよう，快適な歩行者空間や自転車ネットワークの形成を図ります。
- ・公園や緑地，街路樹，水辺空間などの，潤いを感じられる回遊空間の保全に努めます。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

交通・都市施設等_(3)道路の整備方針

自然・都市環境_(1)自然環境の保全・形成

都市景観_(1)自然景観の保全・形成

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成

2) 快適で安全・安心に暮らせるまちづくり

①快適なまちの維持・充実

- ・センター地区は、交流や地域活力を生み出す拠点として、利便性の高い商業施設等の誘導とともに、活気やにぎわいのある地域核の形成を図ります。
- ・路線バスは、関係機関と連携し開発の進捗状況も踏まえた利便性の向上に努めます。
- ・未利用地においては、まちの完成に向けて早期の分譲が図られるよう、関係機関との連携を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

土地利用_住居系

土地利用_商業系

交通・都市施設等_(1)公共交通の整備方針

②地域の防災性の向上

- ・高潮や津波に備えるため、景観に配慮しつつ護岸整備を進めるとともに、市民への防災情報の発信や意識啓発、防災士や自主防災組織への支援等を行い、地域防災力の向上を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

都市防災_(4)災害に強いまちづくりの推進

3) 環境にやさしく美しいまちづくり

①緑豊かで美しい住宅地の保全・形成

- ・ゆとりと潤いある街並みの住宅地は、「地区計画」、「景観形成地区」等を運用し、市民との協働により美しい住宅地景観の保全・形成を図ります。
- ・建物の高さや外観、意匠などに統一性を持たせることにより、美しい街並みの保全・形成を図ります。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

土地利用_住居系

自然・都市環境_(1)自然環境の保全・形成

都市景観_(2)市街地景観の保全・形成

②環境に配慮した住まいづくり

- ・創エネ・省エネなどのエコ設備を標準装備した住宅供給など、温室効果ガス排出量の削減や環境負荷の低減に向けた取組を継続します。

●関連する全体構想の【まちづくりの整備方針】

自然・都市環境_(1)自然環境の保全・形成



図 南芦屋浜地域のまちづくり方針図



第4章

まちづくりの推進

- 1 都市計画マスタープランの
実現に向けて

1 都市計画マスタープランの実現に向けて

【 基本的な考え方 】

本マスタープランに掲げるまちづくりの理念や目標の実現に向けて、具体的な各施策・事業の実施状況等を把握・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、社会情勢の変化、多様化する価値観やニーズ等に対応するため、行政だけではなく、市民や事業者等のまちづくりへの参加、協力や連携等により、きめ細かなまちづくりを進めます。

(1) 参画と協働のまちづくり

市民や事業者等の参画と協働のまちづくりを推進するため、行政はまちづくりへの参加や連携を促す機会の創出、まちづくりへの支援等を行います。

◆まちづくりに関する情報発信

市のホームページや広報紙、パンフレット等により、本マスタープランの周知や都市計画制度に関する情報発信を行い、まちづくりへの理解と関心を高めていきます。

◆まちづくりへの参加機会の充実

まちづくりの計画や事業を進めるにあたっては、市民アンケートやパブリックコメントの実施、まちづくり懇談会の開催、説明会等により、市民の参画を促します。

◆まちづくりの担い手の育成

まちづくり活動における交流や情報交換の場づくり、出前講座やセミナーの実施等により、新しいまちづくりの人材の発掘や育成を促します。

◆市民主体のまちづくりの推進

良好な住環境の保全・形成を図るため、「地区計画」や「建築協定」などの都市計画制度の活用、専門家派遣や活動助成などのまちづくり支援制度の活用等により、市民主体のまちづくりを進めます。

また、公園や歴史・文化資源を活用したまちづくり、地域防災力向上のための地区防災計画づくり等、地域特性に応じた様々な分野のまちづくりについても取組を進めます。

(2) 都市計画マスタープランの推進・見直し

本マスタープランの実現に向けた取組を推進していくため、PDCA サイクルに基づき、各施策や事業の実施状況等の把握・評価を行います。また、社会情勢の変化や上位計画の変更などに合わせて、本マスタープランの見直しの必要性を検討します。

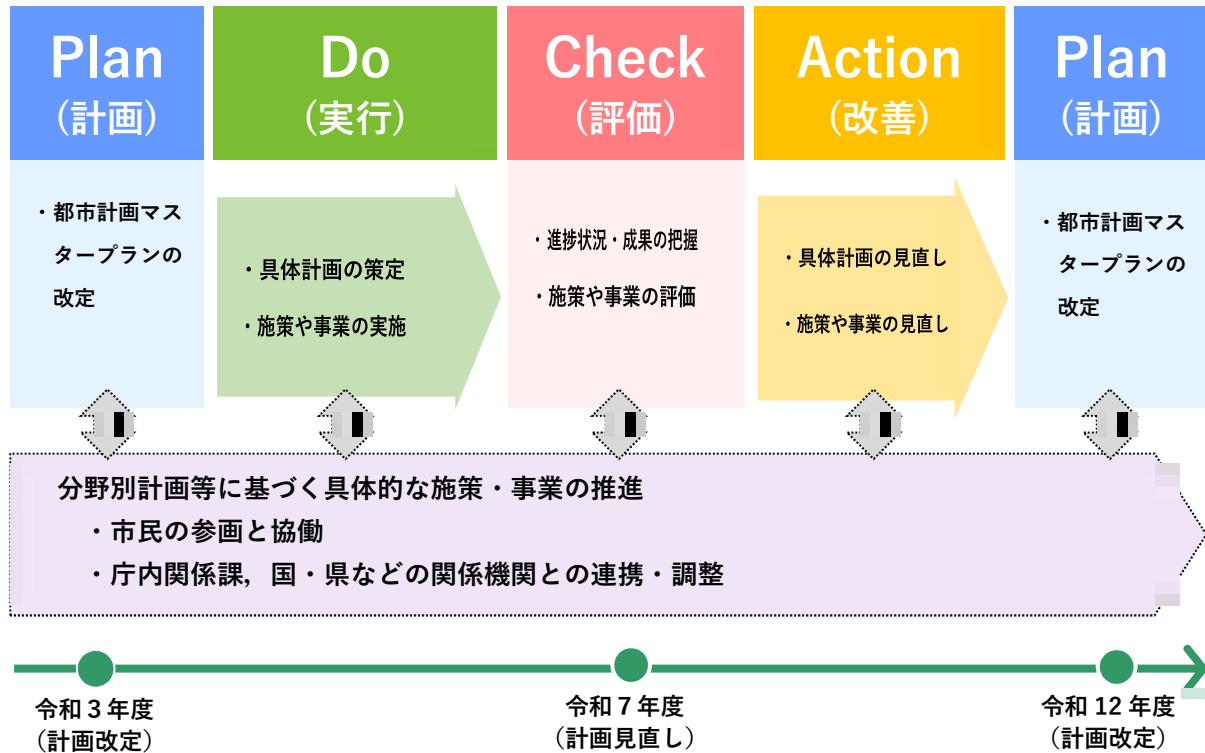


図 本マスタープランの推進・見直し



資料編

- 1 芦屋市の都市計画
- 2 改定の経緯
- 3 用語集

1 芦屋市の都市計画

(1) 区域区分・地域地区

①市街化区域・市街化調整区域

- ・市街地が無秩序に広がるのを防ぐため、計画的に市街地をつくっていく区域（市街化区域）と市街化しない区域（市街化調整区域）に市域を分けています。



市街化区域と市街化調整区域の構成

②用途地域

- ・用途地域とは、土地を住宅地、商業地、工業地などに適した13種類の地域に区分し、その区分ごとに建てられる建物の種類、大きさ（建蔽率や容積率）などを決めるものです。芦屋市では8種類を指定しています。



用途地域の構成

③高度地区

- ・建物の高さの最高限度を定めることにより、それぞれの土地の用途に適した生活環境（日当たりなど）を守ることができます。芦屋市では4種類の高度地区を定めています。

種類	面積
第一種	約 322ha
第二種	約 427ha
第三種	約 41ha
第四種	約 44ha
計	約 834ha



④高度利用地区

- ・狭い敷地を統合し、そこに低い建物を建てられなくすることにより、土地の高度利用を進めるものです。芦屋市では3地区で高度利用地区を定めています。

地区名	面積
JR 芦屋駅北地区	約 4.2ha
大原地区	約 4.1ha
JR 芦屋駅南地区	約 1.4ha
計	約 9.7ha

⑤準防火地域

- ・市街地における大規模な火災の発生を防ぐために定めます。この地域に指定されると、一定規模以上の建物は、耐火構造または準耐火構造の建物とすることが義務づけられます。

地域	面積
商業地域	約 7ha
近隣商業地域	約 47ha
計	約 54ha

⑥景観地区

- ・建築物の形態意匠を制限することによって、市街地の良好な景観の形成を図るための地区です。芦屋市では芦屋川沿いの区域を「芦屋川特別景観地区」に、それ以外の行政区域を「芦屋景観地区」に指定しています。

地区名	面積
芦屋景観地区	約 1,814.4ha
芦屋川特別景観地区	約 42.6ha
計	約 1,857.0ha

⑦風致地区

- ・風致とは、生活に潤いを与える森や林、水辺などでできた良好な自然景観をいいます。風致地区とは、都市における緑豊かな生活環境を守ることを目的とするものです。芦屋市では2地区で第1種～第3種の風致地区を定めています。

地区名	面積
六甲山風致地区	約 1,055ha
芦屋川風致地区	約 33ha
計	約 1,088ha

⑧臨港地区

- ・港湾における諸活動の円滑化や港湾機能の確保を図ることを目的とした地区です。芦屋市では1地区で臨港地区を定めています。

地区名	面積
尼崎西宮芦屋港臨港地区	約 196.4ha
南芦屋浜地区(上記の内、芦屋市部分)	約 5.9ha

⑨特別緑地保全地区

- ・無秩序な市街地の広がりを防いでいる緑地、歴史的・文化的な価値のある緑地、動植物を育む緑地。これらを残していくことを目的とした地区です。芦屋市では2地区で特別緑地保全地区を定めています。

地区名	面積
会下山緑地保全地区	約 15ha
劔谷・苦楽園緑地保全地区	約 14ha
計	約 29ha

⑩生産緑地地区

- ・市街化区域内にある田や畑を貴重な緑地やオープンスペースとして保全するため、農地として維持することを目的とした地区です。芦屋市では6地区で生産緑地地区を定めています。

地区名	面積
六麓荘生産緑地地区	約 0.59ha
朝日ヶ丘3生産緑地地区	約 0.25ha
朝日ヶ丘4生産緑地地区	約 0.30ha
岩園3生産緑地地区	約 0.23ha
岩園4生産緑地地区	約 0.29ha
岩園5生産緑地地区	約 0.08ha
計	約 1.74ha

⑪地区計画

- ・地区計画とは、比較的小規模な地区を対象としてそれぞれの地区の事情に応じ、地区のみなさんの総意のもと、建物の用途や形態等の制限、道路や公園等の配置などをきめ細かに定め、身近な生活環境を守り育てる制度です。芦屋市では現在22地区で地区計画を定めています。

地区名	面積
南芦屋浜地区地区計画	約 125.6ha
楠町西地区地区計画	約 2.6ha
浜風町南地区地区計画	約 4.5ha
潮見町南地区地区計画	約 15.0ha
緑町西地区地区計画	約 4.0ha
業平町地区地区計画	約 6.9ha
浜風町第2地区地区計画	約 0.8ha
若宮町地区地区計画	約 4.2ha
奥池町地区地区計画	約 63.4ha
奥池南町地区地区計画	約 78.3ha
六麓荘町地区地区計画	約 37.7ha
新浜住宅地区地区計画	約 2.4ha
高浜町南地区地区計画	約 4.1ha
松ノ内町地区地区計画	約 6.9ha
翠ヶ丘町地区地区計画	約 26.6ha
月若町地区地区計画	約 6.1ha
大原町地区地区計画	約 18.1ha
船戸町地区地区計画	約 7.6ha
三条南町地区地区計画	約 7.8ha
西芦屋町地区地区計画	約 6.1ha
浜風町1街区地区計画	約 1.7ha
親王塚町地区地区計画	約 10.9ha
計	約 441.3ha

(2) 都市施設

①交通施設

- ・道路、鉄道、駐車場など交通施設の都市計画については、それぞれの役割を適切に分担しながら、鉄道やバスなどの公共交通機関、自動車、自転車や徒歩などで、利用しやすく、かつ安全でスムーズに移動することができ、また、生活環境も良好に保つことができるように配慮して定めます。

●道路

種別	路線数	計画延長	改良済	概成済	整備率
自動車専用道路	2	4,020m	4,020m	—	100.0%
幹線街路	28	42,040m	34,800m	1,080m	85.3%
区画街路	24	4,080m	4,060m	—	99.5%
特殊道路	1	60m	60m	—	100.0%
計	55	50,200m	42,940m	1,080m	87.7%

●駅前広場

駅名	計画面積	供用面積
JR 芦屋駅（北）	5,800 m ²	5,800 m ²
JR 芦屋駅（南）	6,100 m ²	2,115 m ²
阪急芦屋川駅（北）	560 m ²	560 m ²

※事業中

②公園・緑地等

- ・公園及び緑地は、都市における緑のオープンスペースとして、市街地の無秩序な広がりを防ぐ、生活に潤いを与える、災害時の避難場所や救助活動の拠点となる、などの効果が期待される、様々な機能を持った重要な都市施設です。

●公園・緑地・墓園

種別	箇所	計画面積	供用面積	供用率	
公園	街区公園	47	12.83ha	12.83ha	100.0%
	近隣公園	7	13.80ha	11.40ha	82.6%
	地区公園	1	5.00ha	5.00ha	100.0%
	総合公園	1	10.00ha	10.00ha	100.0%
	計	56	41.63ha	39.23ha	94.2%
緑地	緑道	3路線	2.73ha	2.63ha	96.3%
	緑地	7箇所	10.29ha	10.28ha	99.9%
墓園	1	17.00ha	17.00ha	100.0%	
総計	67	71.65ha	69.14ha	96.5%	

③下水道

- ・下水道は、家庭、事務所、店舗などから出る汚水を集め、綺麗にして海や川に放流することによって環境を守り、悪臭や害虫、伝染病などの発生を防ぐほか、雨水を集めて流し、まちを浸水から守るなど、日常生活を行う上で重要な都市施設です。
- ・下水道の施設には下水管、処理場、ポンプ場などがあり、排水区域とあわせてこれらの施設を都市計画に定めています。

●公共下水道

種別	排水区域		整備率
	計画面積	供用面積	
分流	901ha	899ha	99.8%
合流	225ha	225ha	100.0%
計	1,126ha	1,124ha	99.9%

●ポンプ場

名称	面積
大東ポンプ場	1,100 m ²
南宮ポンプ場	700 m ²
計	1,800 m ²

●下水処理場

名称	面積	人口	処理能力		処理方式
			処理水量		
			計画	供用	
芦屋下水処理場	33,400 m ²	88,600 人	47,000 m ³ /日	47,000 m ³ /日	標準活性汚泥法
南芦屋浜下水処理場	12,000 m ²	9,000 人	6,700 m ³ /日	3,350 m ³ /日	凝集剤添加循環式硝化脱窒法+急速ろ過法
計	45,400 m ²	97,600 人	53,700 m ³ /日	50,350 m ³ /日	

④その他の都市施設

- ・ごみ焼却場、火葬場などは、都市活動や快適な都市環境を維持するために必要な都市施設です。これらの施設は、道路など他の都市施設や土地の利用計画と調整しながら、必要に応じて都市計画に定めることとしています。

●ごみ焼却場

名称	面積	処理能力	
		焼却	粗大ごみ
芦屋市環境処理センター	2.4ha	230 t / 日	30 t / 5 h

●火葬場

名称	面積	炉数	
		人体炉	動物炉
芦屋市火葬場	2,600 m ²	3 基	1 基

2 改定の経緯

(1) 都市計画審議会

(構成員：知識経験者，市議会議員，県の職員，市民 計14名)

第1回	令和2年7月31日	芦屋市都市計画マスタープランの改定について（報告）
第2回	令和2年12月25日	芦屋市都市計画マスタープランの改定について（報告）
第3回	令和3年2月15日	芦屋市都市計画マスタープランの改定について（素案説明）

(2) 都市計画マスタープラン改定アドバイザー

(構成員：知識経験者 計5名)

第1回	令和2年6月19日	芦屋市都市計画マスタープラン改定方針について 市民アンケートについて
第2回	令和2年11月10日	全体構想（素案）について
第3回	令和3年1月22日	地域別構想（素案）について

(3) 都市計画マスタープラン改定本部会議

(構成員：市長，副市長，教育長，部長級職員)

第1回	令和2年7月9日	芦屋市都市計画マスタープラン改定方針について 市民アンケートについて
第2回	令和2年12月15日	全体構想（素案）について
第3回	令和3年2月1日	地域別構想（素案）について

(4) 市民意向の把握

市民アンケート	「芦屋市のまちづくり（都市計画）に関する市民アンケート」 調査期間：令和2年8月28日～9月18日 調査対象：市内在住の18歳以上の市民／3,000票配布（無作為抽出） 回収状況：回収数1,403票／回収率46.8%
市民意見募集	「芦屋市都市計画マスタープラン（原案）」 調査期間：令和3年3月19日～4月19日

3 用語集

※都市計画マスタープランで使用している用語

	用語	意味・解説
	ICT	情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている IT に代わる言葉として使われている。
	MaaS	地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスで、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。「Mobility as a Service」の略。
	NPO	民間非営利組織の略。市民によるまちづくりや高齢者支援、災害ボランティア活動や自然環境保護団体など様々な分野で活動する組織がある。
	PDCA サイクル	業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法。
あ行	芦屋庭園都市宣言	芦屋市は、山・川・海に恵まれた自然環境のもと、文化性にあふれたまちとして発展してきた。この歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、平成16年1月1日に宣言。
	雨水浸透枱	雨水を地中へ浸透させるため、枱の底面に砕石を充填するなどして、集水した雨水を地中に浸透させることで、雨水の流出抑制とともに、地下水の涵養や湧水の保全にも効果がある。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。
	オープンガーデン	イギリスで始まった個人の庭などを一般に公開する活動のこと。本市では、平成18年度より毎年開催しており、開催期間中には、参加者の個人宅やコミュニティの管理する庭園の見学ができる。
	オープンスペース	公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地等の総称。

	用語	意味・解説
	屋外広告物条例	良好な景観の形成と風致の維持，市民生活の安全のため，屋外広告物に関する規制，指導等を行うために制定。平成 28 年 7 月 1 日から県条例に代わり市条例を施行し，すべての広告物に適用される共通基準と，市内 7 つの地域ごとの基準を設けている。
か行	開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
	強靱化計画	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ，大規模自然災害等の発生に備え，より強く，しなやかな地域の構築を目指して，市の各施策を総合的かつ計画的に推進するため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づいて策定。
	協働	市民及び市がまちづくりについて，それぞれの役割と責務を自覚し，互いに尊重し，補完し，協力することをいう。
	近郊緑地保全区域	「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づいて指定された区域。既存市街地等の近郊にあって，良好な自然の環境を有する緑地の保全によって得られる住民の健全な生活環境の確保等の効果が著しい区域で，宅地の造成や木竹の伐採などの一定の行為について，あらかじめ市長に届出が必要。
	クールチョイス	国において 2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成が掲げられ，脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換えやサービスの利用，ライフスタイルの選択など，地球温暖化対策に資する「賢い選択」をする取組のこと。
	景観計画	景観法に基づく地域における良好な景観の形成に関する計画。平成 27 年に策定し，市域全体を景観計画区域に指定。
	景観形成地区	南芦屋浜地区において，ウォーターフロントを活かした住宅・文化・海洋性レクリエーションなど，多様な顔を持つまちとして景観に配慮した海に親しむまちづくりを目指し，平成 13 年 8 月に都市景観条例に基づき指定。 地区内において，建築物の建築等，工作物の建設等及び開発行為を行う場合は，景観地区の形態意匠の制限と合わせて，景観形成方針・景観形成整備計画に適合するようにしなければならない。

	用語	意味・解説
	景観重要建造物	景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観形成に重要なものについて、景観行政団体の長（市長）が指定するもの。
	景観地区	景観法に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として決定される地区。建築物の形態意匠の制限を定めることができ、地区内における建築行為等について事前に計画の認定を取得しないと着手することができない。平成21年に市域全域を景観地区に指定し、現在は芦屋川特別景観地区と芦屋景観地区の2地区が指定されている。
	下水道ストックマネジメント計画	下水道施設全体を対象に、計画的かつ効率的に点検・調査及び修繕・改築を行うことでライフサイクルコストの縮減を目指すと同時に、既設下水道管渠の延命化を図り、良質な下水道サービスの提供を持続することを図ることを目的に策定。
	減災	災害が発生した時に、すべての被害を完全に防ぐことは不可能であるとの認識のもと、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る考え方のこと。
	建築協定	建築基準法に基づき関係権利者の合意の下に、建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などの基準について定めた区域。
	建築物における駐車施設の附置等に関する条例	建築物における自動車の駐車のための施設の附置及び管理について、必要な事項を定めることで、道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として昭和59年に制定。
	公園	<p>都市公園法に基づいて地方公共団体が整備した公園で、主に次のような種類がある。</p> <p>①街区公園：都市公園のうち住区基幹公園の一つ。主として住区内に居住する者が容易に利用できる距離に配置する公園。面積0.25haを基準として配置する。</p> <p>②近隣公園：都市公園のうち住区基幹公園の一つ。主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園。小学校区を中心とする人口8千人から1万人程度の住区を一近隣住区として、一住区当たり1箇所とする。近隣に居住する者が容易に利用できるように、面積2haを標準として配置する。</p> <p>③総合公園：主に一つの市町の区域内の市民が休息、散歩、レクリエーション、スポーツなどで利用するための公園。面積10ha以上を標準として配置する。</p>

	用語	意味・解説
	公園施設長寿命化計画	公園施設を計画的に維持管理し、より長期的な使用に努めることで、維持管理や更新に要する費用を低減するとともに、その費用が特定の年度に集中して過度な負担とならないようにするための計画として平成23年6月に策定。
	公共交通利用圏域	公共交通を無理なく利用できる範囲として設定した、鉄道駅から半径500m、バス停から半径300mの区域。
	交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぎが行われる場所、あるいは施設の総称。
	高度地区	都市計画法に定められる地域地区の一つで、用途地域内において、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。
さ行	再生可能エネルギー	有限で枯渇する可能性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と違い、自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのことを指す。太陽光、太陽熱、風力、水力、潮力、地熱などをエネルギー源としたもので、自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。
	砂防指定区域	砂防法第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。
	潮芦屋プラン	兵庫県「まちづくり基本条例」の基本理念を踏まえ、少子・高齢化に対応した、安全、安心で、魅力ある人間サイズのまちづくりに取り組むための整備戦略プランとして、平成12年12月に兵庫県企業庁において「南芦屋浜プラン」が策定された。平成15年3月には地域の愛称が公募され、柔らかかで優雅な響きのある海水を意味する「潮」と全国的にブランド力のある「芦屋」を合わせて「潮芦屋」に決定した。平成19年3月に時点修正が行われ、現在の名称となった。
	市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されず、原則として用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設は定めないものとされている。

	用語	意味・解説
	市街地開発事業	一定の地域について、公共施設の整備と宅地または建築物の整備をあわせて行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするもの。土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業などの種類がある。
	資源化施設	不燃物処理施設とペットボトル減容施設をいう。
	次世代自動車	二酸化炭素削減のため、国において2030年までに新乗用車の5～7割を次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等）とする目標が掲げられている。
	次世代モビリティ	自動運転、MaaS、ドローン、人工知能（AI）等を活用した技術革新による新たな移動手段のこと。
	市民参画	市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として、市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。
	省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
	浄水場	水源から取り入れた水を浄化して、飲料に適する安全な水質に処理する施設。
	人工知能（AI）	人間が持っている認識や推論などの能力を、コンピューターでも可能にするための技術の総称。
	水源涵養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持ち、また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されること。
	スマート社会	仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す人間中心の社会。あらゆるモノがインターネットでつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出し、課題や困難を克服する社会。
	住みよいまちづくり条例	市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成について、基本となる事項その他必要な事項を定め、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにすることによって、住みよいまちの実現に資することを目的とする。平成12年5月1日施行。

	用語	意味・解説
	生産緑地	「生産緑地法」及び「都市計画法」に基づき、農林漁業との調査を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・採草放牧地・森林・池沼等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを市町村が指定した地区。
	瀬戸内海国立公園 六甲地域	瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島景観を中心とした優れた眺望に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、昭和9年に我が国最初の国立公園の一つとして指定された。六甲地域は、当地域の東部に位置し、六甲山系のうち東の譲葉山から六甲山、摩耶山を経て、西の再度山までの東西約20kmに及ぶ区域を有し、昭和31年5月1日に区域指定された。
	創エネルギー	自治体や企業・一般家庭において”エネルギーを節約する（省エネ）だけに留まらず、自ら積極的にエネルギーを創り出す”という考え方。代表的な「創エネ機器」としては、太陽光から電気を創り出す「太陽光発電システム」や、電気化学反応によって燃料の化学エネルギーから電力や熱エネルギーを創り出す「燃料電池」等が注目されている。近年、これらの機器で創り出した電気エネルギーを蓄える「蓄エネ機器」を利用し、無駄なくエネルギーを活用する試みが進められている。
	総合交通戦略	誰もが安全かつ快適に移動できる交通環境づくりを進めていくため、必要な都市交通とまちづくりの施策を明示し、関係する各機関・団体等が相互に協力し、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策への取組を推進することを目的として平成30年3月に策定。
た行	第5次芦屋市総合計画	10年間のまちづくりの指針となる芦屋市の最上位計画。市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、行政運営の指針としての役割を担うもの。計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されている。 計画期間は令和3年度から令和12年度まで。

用語	意味・解説
耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、国の基本方針及び兵庫県耐震改修計画を勘案し、今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取組を一層進めるため、住宅及び建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を示すものとして、平成20年3月に策定。
耐震性貯水槽	地震に強く、水を貯めることができる水槽で、配水管とつながっているため、平常時は水が循環している。地震等の災害時にはポンプを使って水をくみ上げて給水できる。
脱炭素社会	温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする社会。地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却するなどの方法が挙げられる。
地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域における災害に係わる処理すべき事務または業務に関し、市民の積極的な協力と合わせ、市域内の関係機関の協力業務も含めて、総合的かつ計画的な対策を定め、市民の生命、財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を資することを目的としたもの。
地球温暖化	地球温暖化は、二酸化炭素等の温室効果ガス濃度の上昇や二酸化炭素の吸収源である森林の減少などによって進むものと考えられている。防止にあたっては、温室効果ガスの削減や森林の保全などが必要であり、特にエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出抑制が最大の課題となっている。
地区計画	都市計画法に基づき、比較的小規模の地区を対象にきめ細かな計画（土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等）を定める制度。地区特性に相応しい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。
透水性舗装	道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる方法。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果がある。
都市基盤施設	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤施設や、学校、病院、公園などの公共施設の総称。

	用語	意味・解説
	都市計画道路	将来のまちづくりを考えて、良好な都市形成に寄与するよう計画される道路で、次の種類がある。 ①自動車専用道路：阪神高速道路などのように自動車だけが通行できる道路 ②主要（広域）幹線道路：都市拠点間を結ぶ道路 ③都市（地域）幹線道路：各地区または主要な施設の間を結ぶ道路 ④補助（地区）幹線道路：主要幹線道路や都市幹線道路で囲まれた区域内で発生、集中する交通を受け持つ道路 ⑤区画道路：街区内に発生、集中する交通を受け持つ道路
	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手続き及び都市計画制限等について必要な事項を定めた法律。
	都市景観条例	景観の形成及び景観法の規定に基づく手続き等について必要な事項を定めることにより、緑ゆたかな美しいまちづくりの実現を図ることを目的に制定。
	都市施設	道路、公園など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊によって建築物に損壊が生じ住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域。特定の開発行為に対する、建築物の構造規制等が行われる。
	特別緑地保全地区	無秩序な市街地の広がりを防いでいる緑地、歴史的・文化的な価値のある緑地、動植物を育む緑地であり、これらを残していくことを目的とした地区。
	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る制度。
な行	ノンステップバス	床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス。車内段差を僅少にした設計により、乗降時、走行時とも安全性の高い車両。
は行	パイプライン施設	気流を発生させた輸送管（パイプライン）によって廃棄物（可燃ごみ）を環境処理センターまで運搬する施設で、芦屋浜地域と南芦屋浜地域の一部で整備されている。
	バスロケーションシステム	GPS 等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステム。

	用語	意味・解説
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人の行動・生活上の物理的・精神的障がいを取り除いた環境。階段などの段差の解消、トイレの手摺の設置など。
	阪神間都市計画区域	本市が阪神間の連続した市街地に位置していることから、広域的な阪神間都市計画として兵庫県が定める区域のこと。関係市町は、芦屋市・西宮市・尼崎市・伊丹市・川西市・三田市・宝塚市・猪名川町の7市1町。
	阪神地域都市計画区域 マスタープラン	都市計画法第6条の2に基づく都市計画区域を対象として、都市の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針等を定め、長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの。 都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」の指針となるもの。
	風致地区	都市の風致を維持するため、都市計画法の規定に基づき、市町村が定める区域（但し、2市以上にわたり10ha以上の区域の場合は都道府県）。当該地区内での建築物の建築等の一定の行為については、許可が必要であり、都市の風致を維持するために政令及び条例で定める基準に適合しないものについては不許可とされる。
	保安林	森林法に基づいて、水源の涵養、土砂の流出や崩壊の防備などの目的を達成するために指定する森林。都道府県知事の許可を受けなければ立木を伐採できないなどの制限がある。
	防災行政無線	気象情報や土砂災害情報、津波情報など市民に重大な影響のある緊急情報を該当地区または市内一斉に周知するため、災害警戒時や発生時の避難に関する情報のほか、災害発生後の復旧時におけるきめ細かな生活支援情報を提供する手段として平成22年4月から運用を開始した。 市内45箇所に設置された屋外拡声子局及び約160台の戸別受信機と緊急告知ラジオにより、平常時には訓練放送等、非常時には災害情報を市内全域に発信している。
	防災士	"自助""共助""協働"を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人。

	用語	意味・解説
ま行	まちづくり協定	地区住民等の多種多様な価値観やニーズに応えるため、芦屋市住みよいまちづくり条例に基づく制度として平成25年1月に施行。地区住民自らが地域のまちづくりに関し、当該地域において遵守されるべき事項を定めるもの。
	緑の保全地区	まちの美観風致上、その緑の環境を特に保全することが必要な区域で、「芦屋市緑豊かな美しいまちづくり条例」に基づいて市長が指定する。区域内での木竹の伐採や宅地造成などは市長に届け出る必要があり、市長はそれに対して指導や勧告を行うことができる。
	無電柱化	電線を地下に埋設するなどの方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く）または電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱または電線を撤去すること。
	無電柱化推進計画	平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、都市防災機能の強化、通行空間の安全性、快適性の向上、良好な都市景観の形成を図るため、無電柱化を推進する上での基本理念、責務、役割分担が明確に定められた。 本市においては、国際文化住宅都市として良好な住環境の向上を目指し、市の方向性を明確にする無電柱化推進条例を制定し、無電柱化を推進するための方針・計画を定めた推進計画を策定した。
や行	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。
	用途地域	都市計画法に定められる地域地区の一つで、都市内の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、ひいては都市生活の安定、都市機能の向上を目的として建築物の用途及び容積などにより規制する制度。住居専用系、住居系、商業系、工業系に分かれており、計13の用途地域がある。

